

第2期
鷹栖町子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度



令和2年3月

鷹 栖 町

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口の推移	2
2 年齢階層別人口の推移	2
3 出生・転入・転出の推移	3
4 合計特殊出生率の推移	3
5 出生者数及び小学校入学者数	4
6 放課後児童クラブ登録会員数	4
7 教育・保育施設の利用人数（未就学児）	5
8 就学前児童数と保育園入園児童数の推移	6

第3章 計画の基本理念

1 基本理念・目標・方針	7
2 基本指針	7
3 子ども・子育て支援事業について	8
4 計画体系表	10

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育提供区域	11
2 保育提供区域	11
3 広域利用による教育・保育提供区域	11

第5章 教育・保育の量の見込みと確保の内容

1 推計児童数	12
2 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	13
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	15

第6章 次世代育成支援行動計画に関わる目標事業量

- 1 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針による事業…………… 20
- 1 次世代育成支援行動計画に関わる目標事業量…………… 21

第7章 次世代育成支援行動計画事業計画一覧表

- 1 地域における子育て支援（特定13事業）…………… 31

第8章 子どもの貧困対策について

- 1 基本目標の実現のための方向性…………… 32
- 2 具体的な施策…………… 32

第9章 教育・保育施設の一体的提供と計画の進行管理

- 1 認定こども園の普及に係る基本的な考え方…………… 36
- 2 支援事業の役割と提供の必要性に係る推進方策…………… 36
- 3 認定こども園・保育園と小学校の連携推進方策…………… 36
- 4 計画の進行管理…………… 37

第10章 資料…………… 38

- 1 鷹栖町就学前子どもの教育・保育等に関する条例（関係部分の抜粋）
- 2 鷹栖町就学前子どもの教育・保育等に関する条例施行規則（関係部分の抜粋）
- 3 鷹栖町子ども子育て会議委員名簿
- 4 「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定に関するニーズ調査結果の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

鷹栖町では「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づき、今後進めて行く子育て支援施策の方向や目標を総合的に定めるものです。町におけるこれまでの取組の継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、鷹栖町総合振興計画および関連計画との整合性を図り、策定します。

2 計画の位置づけ

この「第2期鷹栖町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき「第1期鷹栖町子ども・子育て支援事業計画」の趣旨と施策を受け継ぎ、すべての子育て家庭を対象としています。

なお、次世代育成支援対策推進法による次世代育成支援行動計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律による子どもの貧困対策計画については、必要な事項を子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととします。

○関連計画

- ・第8次鷹栖町総合振興計画
- ・鷹栖町地域福祉計画
- ・同 障がい福祉計画
- ・同 読書活動推進計画
- ・同 健康増進計画

3 計画期間

第2期計画は、国の指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に即して、第8次鷹栖町総合振興計画前期の令和2年度～6年度までの5年間とします。

また、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行うために、「子ども・子育て会議」を設置し、計画期間中であっても必要性に応じて適宜計画を見直します。

第 1 期					第 2 期				
27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口の推移

平成 27 年(2015 年)の国勢調査における鷹栖町の総人口は 7,018 人です。平成 7 年(1995 年)を底に増加傾向にありましたが、平成 27 年に減少に転じました。一方、総世帯数は平成 22 年(2010 年)まで一貫して増加してきましたが、総人口と同様に、平成 27 年の国勢調査では減少に転じ、平成 27 年は 2,717 世帯です。

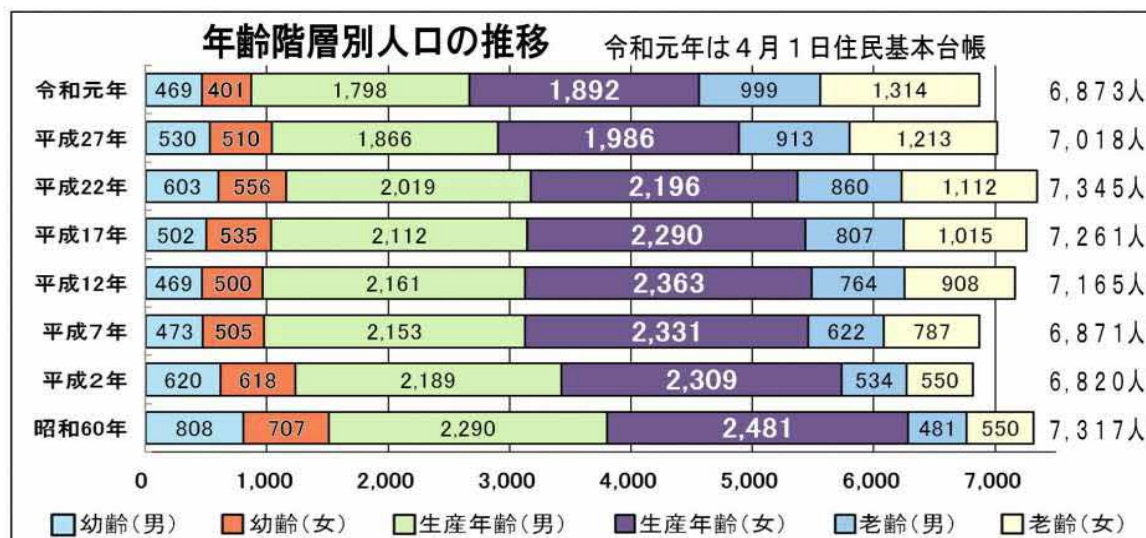
今後は人口減少が続くとみられています。令和 22 年(2040 年)には総人口が 5,443 人まで減少すると推計されています。



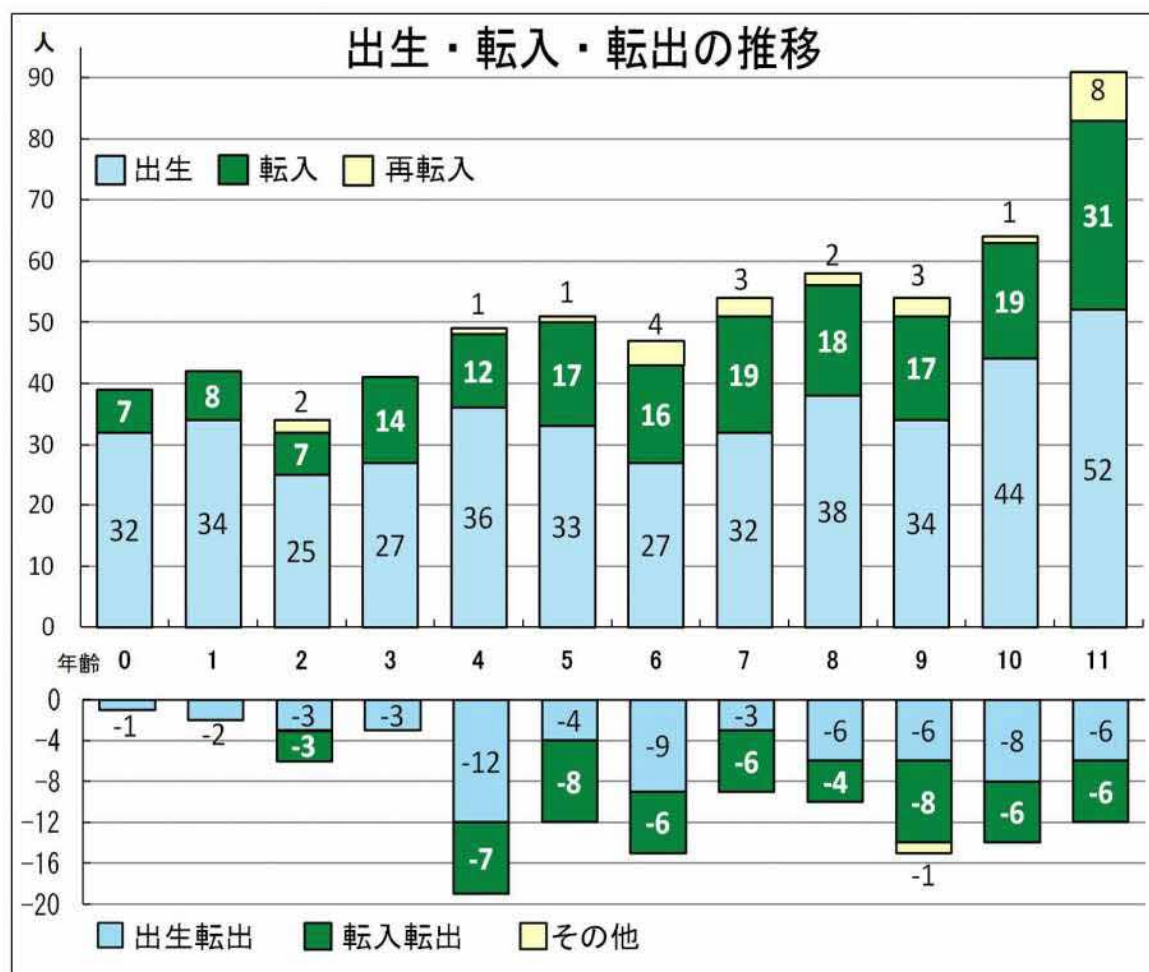
2 年齢階層別人口の推移

平成 27 年(2015 年)の国勢調査における高齢化率(65 歳以上人口の割合)は、全国平均が 26.7%であるのに対し、鷹栖町は 30.3%であり、初めて 3 割を超えました。一方、年少人口(15 歳未満人口)の割合は、全国平均が 12.7%であるのに対し、鷹栖町は 14.8%であり、鷹栖町が若干高いものの、少子化・高齢化の傾向が顕著です。

また、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)の割合は平成 22 年(2010 年)に 6 割を下回り、平成 27 年は 54.9%まで低下しています。



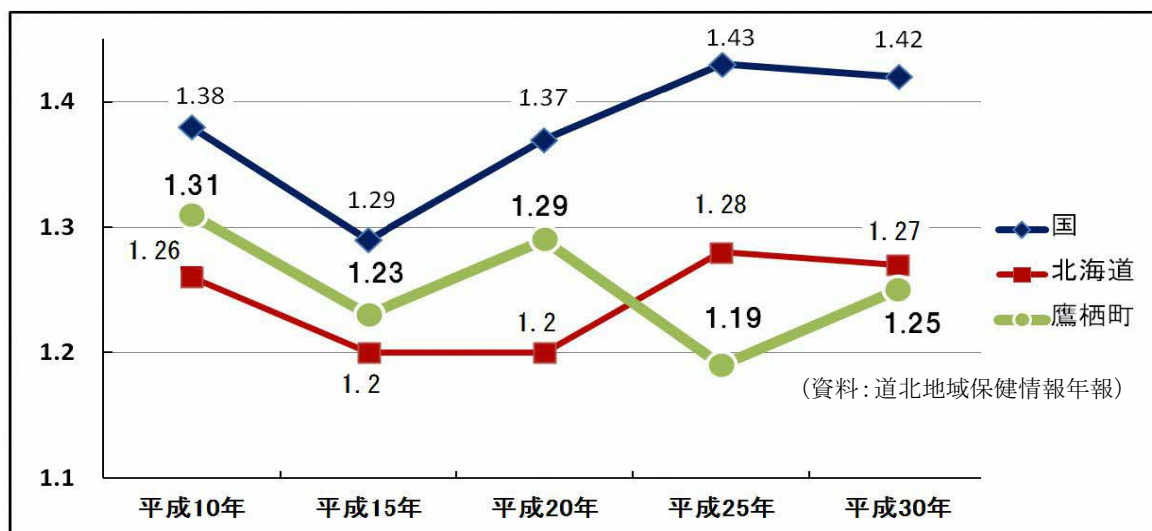
3 出生・転入・転出の推移（令和2年2月1日現在の住民基本台帳のデータ）



4 合計特殊出生率の推移

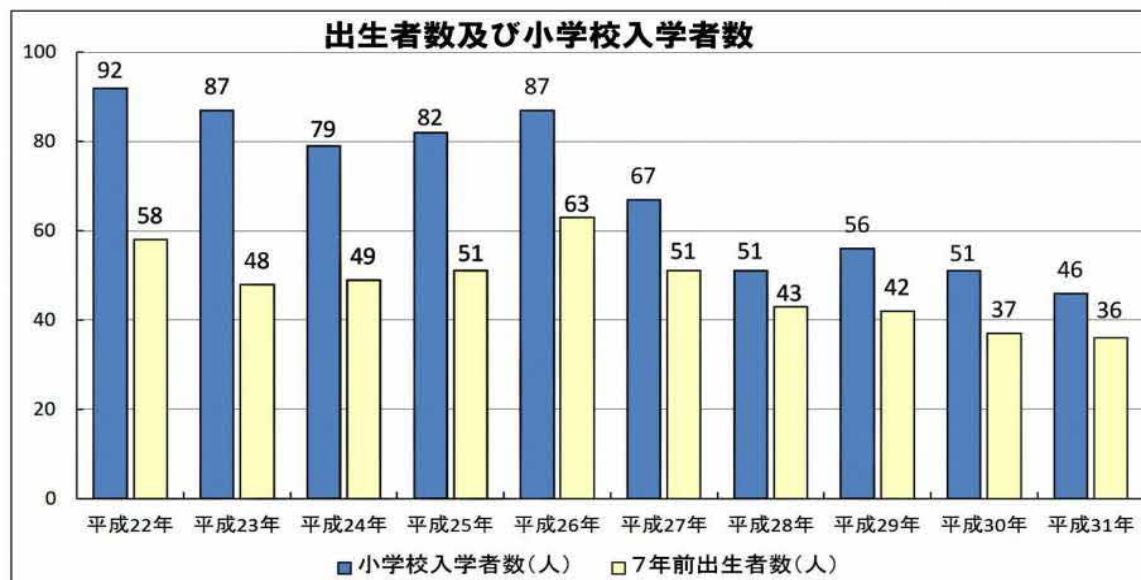
全国的には平成15年度の1.29を最低にやや増加傾向が見られていますが、本町では低下傾向となっています。

※ 注 鷹栖町の平成30年度数値は独自の計算による推計値です



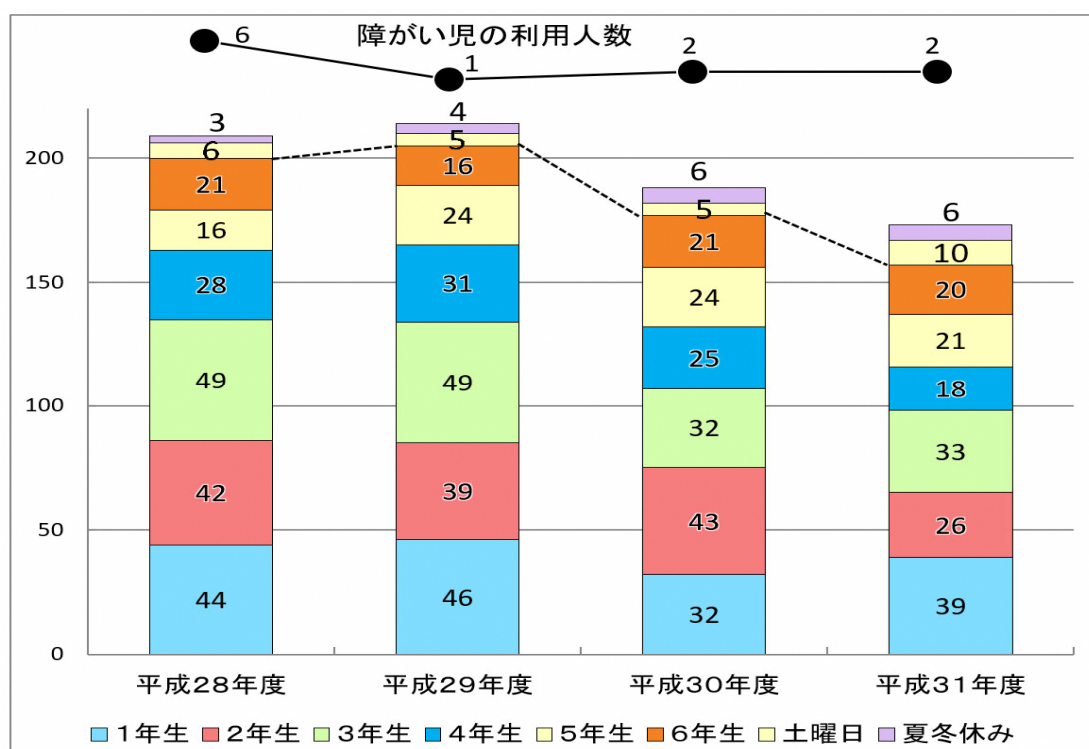
5 出生者数及び小学校入学者数

出生者数とその年代が小学校に入学する際の入学者数を比較すると、小学校入学時の人数が増加している傾向にあります。本町の子育て環境や教育環境が広く認知され、子育て世帯の流入が一定程度続いています。



6 放課後児童クラブ登録会員数

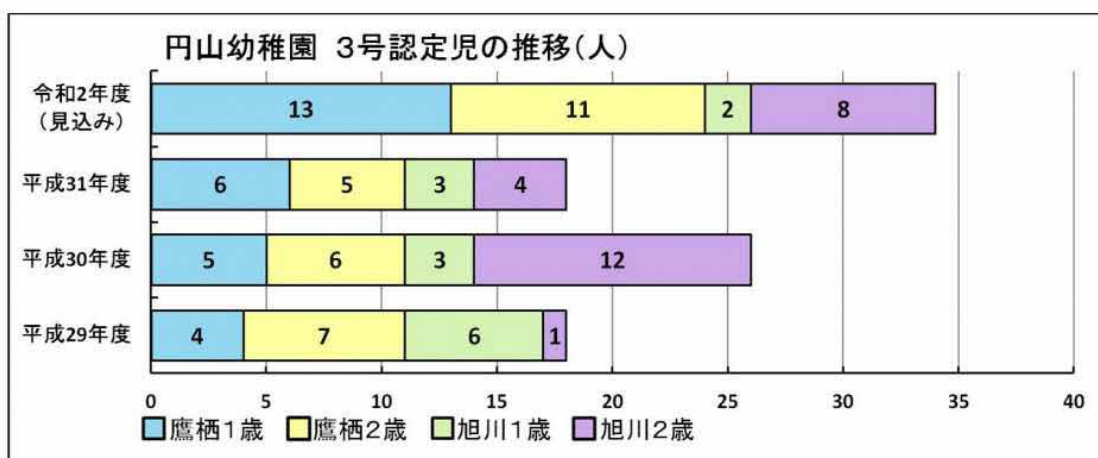
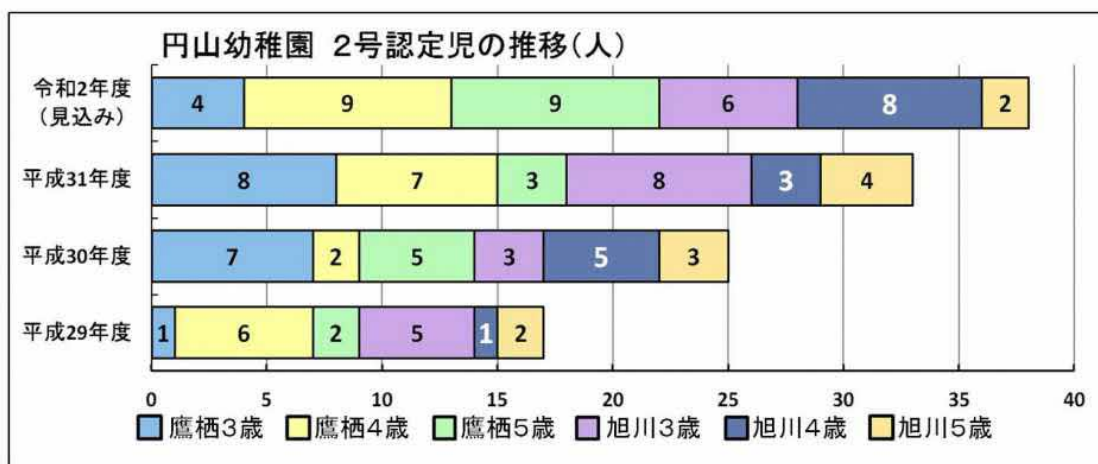
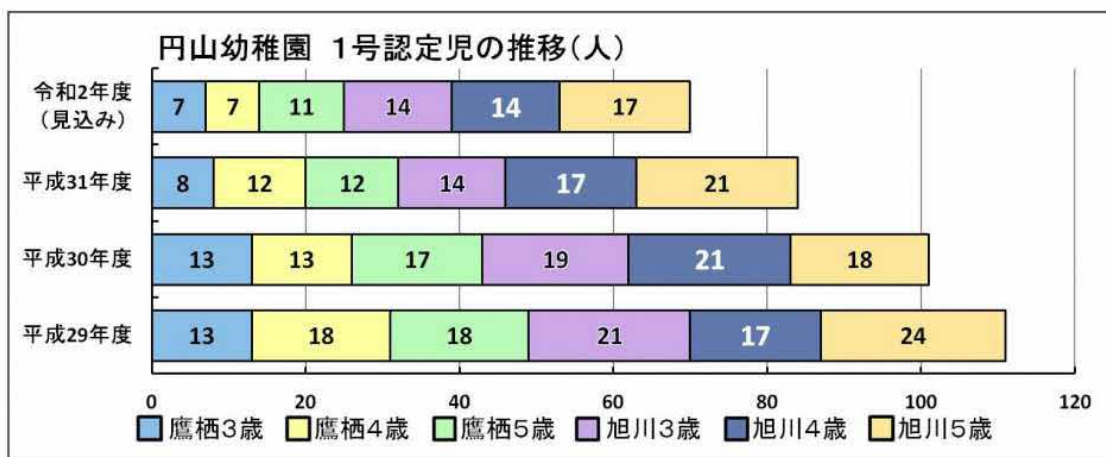
放課後児童クラブは発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性・創造性の向上と基本的な生活習慣の確立等により、子どもたちの生きる力「主体的に判断し、行動する力」を育てる場となります。町内には2事業所による5か所の放課後児童クラブが設置され、毎年160人程度（平日会員）の登録があります。



7 教育・保育施設の利用人数（未就学児）

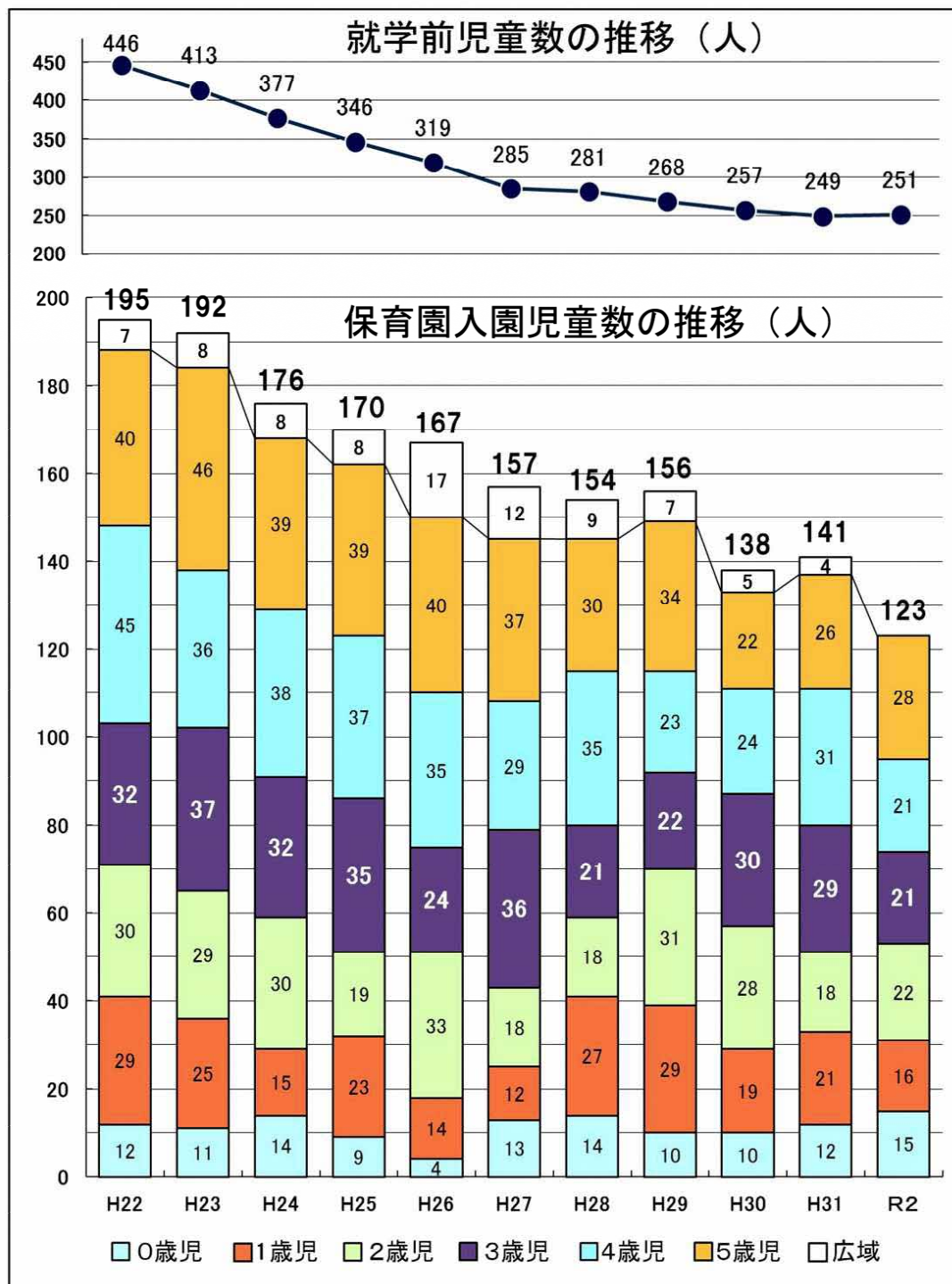
（1）認定こども園 たかす円山幼稚園の園児数の推移

円山幼稚園は平成29年度から認定こども園に移行しました。1号認定（教育認定）児の入園割合は年々減少傾向にあります。2・3号認定（保育認定）児の令和2年度見込みは増加の傾向にあります。しかし全体としては減少傾向にあります。



8 就学前児童数と保育園入園児童数の推移

本町の近年の就学前児童数は、平成22年から年々減少し、令和2年2月の時点では251人となっています。保育園入園児童数も定員180人に対して平成22年から年々減少し、令和2年2月時点では134人に減少しています。



第3章 計画の基本理念

1 基本理念・目標・方針

「希望を叶えるあたたかな出産・子育て支援」

すべての子どもは大きな夢と希望を持って生まれてくるとともに、次代を担う大切な存在です。子育ての過程においては、子どもの最善の利益の実現を目指し、子どもの権利や幸せが最大限に尊重され、守られなければなりません。子どもの健やかな育ちを保証することは社会全体で取り組むべき最重要課題です。

子どもを心身共に健やかに成長させるためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において子育ての意義についての理解が深められることが必要です。併せて、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して子育て支援が行われなければなりません。

鷹栖町では、子どもの育つ力を最大限に生かし、子ども一人一人が健やかに成長することができる環境を作ります。そのためには妊娠から出産、子育てまで切れ目なく寄り添う体制を構築し、子育てに関する多種多様な相談に専門的知識を持って支援するまちづくりを進めていきます。

2 基本指針

基本理念の実現に向けて3つの基本的視点を定め、行動計画において取り組みを進めていきます。

○ 我が子どもたち

子ども一人一人の人権を尊重し子どもの最善の利益を実現することが必要です。家族や社会から尊重され、自らがかけがいのない存在であると意識した子どもは、他人の人権も尊重できるようになります。しかし、子どもは未熟であるため、侵害を受けやすく社会的保護が必要であり、自立する大人へ成長するには保護者を始め多くの人から深い愛情を注がれることが大切です。そのためには、子どもたちの視点に立ってそれぞれの子どもが自立できる環境づくりを進めます。

○ 親子そだちあい

家庭・家族は子どもにとって生きるための唯一のよりどころであると同時に、社会生活の基礎であるなど、重要な役割を持った場です。しかし、子育てを巡る環境の厳しさから不安を抱く保護者は少なくありません。

子どもの生活習慣の基礎を作り、社会ルールを守り、責任を果たすことなどのしつけに保護者がしっかりと関わって子育てを行うことが重要です。

そのためには、子育てを行う上で保護者が互いに尊重し合って家事・子育て等を協働し、助け合いながら楽しく子育てをする「ゆとりある家庭づくり」を支援します。

○ 地域のかかわりあい

地域は子どもの育つ基盤として、重要な役割を担っています。子どもの健やかな成長を社会全体が支えるためには、普段から地域との人間関係づくりなどが必要であり、地域の教育力の向上が必要です。

そのためには、地域の中で子どもたちが生き生きと学び・遊び・体験できる機会を広げ、子育て中の保護者が安心・信頼できる地域づくりを進めます。

3 子ども・子育て支援事業について

(1) 事業の概要

子ども・子育て支援法は、すべての子どもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で、関連する法改正とともに平成 24 年に成立しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付を始め、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を市町村が実施主体となり、社会保障制度の一つとして実施するものです。

また、令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取組が行われています。

対象となる事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の 3 歳から 5 歳のすべての子どもの利用料の無償化と 0 歳から 2 歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されました。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されました。

(2) 制度の事業体系

① 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付

『子どものための教育・保育給付』は、保護者の申請により町が子どもの保育の必要性を区分認定し、給付する仕組みです。

『子育てのための施設等利用給付』は、3 歳から 5 歳までの子どもと、0 歳から 2 歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に町が認定し、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等について給付する仕組みです。

○ 施設給付（子どものための教育・保育給付）

幼稚園・認可保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育と保育の提供を受けるための給付

○ 地域型保育給付（子どものための教育・保育給付）

市町村が認可する定員 19 人以下の保育事業を利用するための給付

○ 企業主導型保育事業（＊仕事・子育て両立支援事業）

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設

○ 認可外保育施設（子育てのための施設等利用給付）

児童福祉法上の保育所に該当するが、認可を受けていない保育施設

○ その他の事業（子育てのための施設等利用給付）

一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（一定の要件があります）

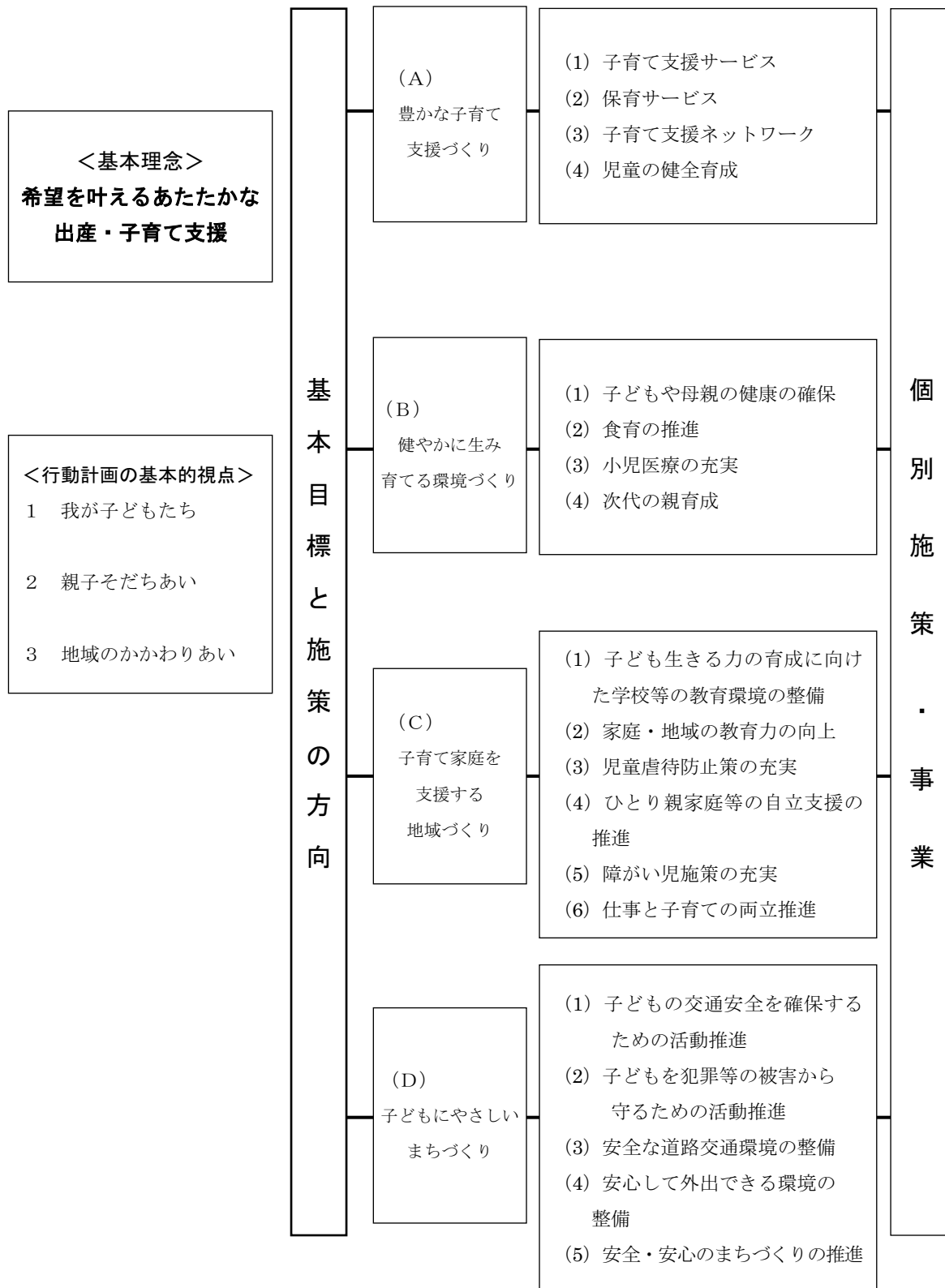
② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づき、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

③ 事業一覧

事業		内 容
教育・保育 給付	施設型給付	就学前の子どもが、教育・保育施設を利用するための給付
		認定こども園 就学前の子どもの教育・保育を提供
		幼稚園 3歳以上の幼児教育を提供
		保育所 保育に欠ける就学前の子どもの保育を提供
	地域型保育給付	小規模保育事業や事業所内保育所で地域の子どもの保育する事業所を利用するための給付
仕事・子育て 両立支援事業	企業主導型 保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設
施設等利 用給付	認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当するが、認可を受けていない保育施設（認可外保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など）
	その他の事業	子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 *一定の要件有り
利用者支援		必要な施設や事業を選択して利用するための情報提供、相談、援助
時間外保育事業		保育認定の時間を超えて保育する事業
放課後児童健全育成事業		保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業		家庭での養育が一時的に困難な児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業		新生児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育環境の把握、相談等を行う事業
養育支援訪問事業		養育に支援が必要な家庭を訪問し、相談、指導、援助等を行う事業
地域子育て支援拠点事業		親子の交流の場を開設し、子育てについての相談、指導等を行う事業
一時預かり事業		保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業
病児保育事業		家庭で保育できない病児・病後児の預かり
子育て援助活動支援事業		援助を要する者と援助を行う者の連絡調整及び援助者の講習などを行う
妊婦健康診査事業		妊娠期の一般検査、超音波検査、精密検査等

4 計画体系表



第4章 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次の通り設定します。

1 教育提供区域の設定

第2章7（P5）のとおり、本町内にある私立認定こども園の入園者は（1号認定）、鷹栖町・旭川市居住者が多いことから、教育提供区域は鷹栖町・旭川市内一円とします。ただし、「量」の見込み数量は鷹栖町内のみとします。

2 保育提供区域の設定

第2章7（P5）のとおり、本町内にある公立保育園及び私立認定こども園の入園者（2号認定・3号認定）は、鷹栖町内居住者が多く、保育提供区は鷹栖町内一円とします。

3 広域利用による教育・保育提供区域の設定

平成10年10月1日に管内1市8町で「児童福祉法第39条による保育所の広域入所の取り扱いに関する協定」を締結しています。また、平成27年以降については、「上川総合振興局管内自治体及び深川市による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の広域利用に関する協定書」を締結し、加盟する自治体の行政区も教育・保育提供区域と設定します。ただし「量」の見込み数量外とします。

第5章 教育・保育の量の見込みと確保の内容

1 推計児童数

令和2年度から令和6年度までの児童数見込みは次のとおりです。

年 度 年齢区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳	0歳	33	31	29	27	25
	1歳	35	33	31	29	27
	2歳	42	35	33	31	29
	計(0～2)	110	99	93	87	81
	3歳	34	42	35	33	31
	4歳	38	34	42	35	33
	5歳	51	38	34	42	35
	計(3～5)	123	114	111	110	99
	就学前計	233	213	204	197	180
6～11歳	6歳	51	51	38	34	42
	7歳	46	51	51	38	34
	8歳	53	46	51	51	38
	計(6～8)	150	148	140	123	114
	9歳	56	53	46	51	51
	10歳	54	56	53	46	51
	11歳	63	54	56	53	46
	計(9～11)	173	163	155	150	148
	小学生計	323	311	295	273	262
合 計		556	524	499	470	442

2 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

認 定 区 分			対象事業	事業の概要
1 号	子どもが満3歳以上 保育の必要なし	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	認定こども園及び幼稚園	認定こども園(幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施
		共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	幼稚園	幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施
2 号	子どもが満3歳以上 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。
3 号	子どもが満3歳未満 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所、地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。 地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)で、上記と同様の対応

(2) 見込みと確保方策等

教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設・地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次の通り設定します。

① 1号認定（満3歳以上、保育の必要なし）

量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）による確保方策等を次の通り設定します。 * 2号認定、3号認定ともに同じ文言

満3歳以上 区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	25人	23人	22人	20人	17人
確保方策	25人	23人	22人	20人	17人
特定教育・保育施設	25人	23人	22人	20人	17人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

② 2号認定（満3歳以上、保育の必要あり）

満3歳以上 区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	98人	91人	89人	90人	82人
確保方策	98人	91人	89人	90人	82人
特定教育・保育施設	97人	89人	86人	88人	80人
企業主導型地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	1人	2人	3人	2人	2人

③ 3号認定（満3歳未満、保育の必要あり）

0歳 区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策	15人	15人	15人	15人	15人
特定教育・保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
企業主導型地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

1・2歳 区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	61人	55人	51人	48人	47人
確保方策	61人	55人	51人	48人	47人
特定教育・保育施設	61人	55人	51人	48人	47人
企業主導型地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

④ 0歳～2歳児の保育利用率

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における0歳～2歳児の保育利用率を次の通り定めます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童人口（0歳～2歳）	110人	99人	93人	87人	81人
保育所入所児童（量の見込み）	77人	70人	66人	63人	62人
保育利用率	69.1%	70.7%	71.0%	72.4%	76.5%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法第59条に基づき、計画期間における子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次の通りです。

対 象 事 業		事 業 概 要	対 象 児 童 年 齢 等
1	時間外保育事業 （延長保育事業）	11時間等を超えて保育を行う事業	0歳～就学前まで
2	放課後児童健全育成 事業（放課後児童ク ラブ）	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3年生、4～6年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）	0歳～18歳
4	地域子育て支援拠点 事業（子育て支援セ ンター事業）	子育て支援センター事業	0歳～2歳
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3歳～就学前まで （幼稚園）
		保育所その他の場所での一時預かり	0歳～就学前まで
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0歳～就学前まで、 1～6年生
7	子育て援助活動支援 事業（ファミリー・ サポート・センター 事業）	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0歳～就学前まで、 1～3年生、4～6年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0歳～就学前まで、 1～6年生
9	乳児家庭 全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳

10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

(2) 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次の通り設定します。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間の開所時間を超えて行う保育事業の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年：実人数）	10人	10人	9人	9人	8人
確保方策	10人	10人	9人	9人	8人

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後等、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年：実人数）		138人	135人	125人	113人	112人
学年別内訳	1年生	35人	35人	26人	23人	29人
	2年生	27人	30人	30人	22人	20人
	3年生	26人	23人	25人	25人	19人
	4年生	22人	21人	18人	20人	20人
	5年生	16人	16人	15人	13人	15人
	6年生	12人	10人	11人	10人	9人
確保方策（合計）		138人	135人	125人	113人	112人

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

なお、本町は計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として次のような事業があります。

- ㊦ 交流の場の提供・交流促進
- ㊧ 子育てに関する相談・援助
- ㊨ 地域の子育て関連情報提供
- ㊩ 子育て・子育て支援に関する講習
- ㊪ 本の貸出し

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年:人)	5,700人	5,400人	5,100人	4,800人	4,500人
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

㊦ 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年:人)	960人	960人	900人	900人	840人
確保方策	960人	960人	900人	900人	840人

㊧ 保育所での一時預かり

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年:実人数)	人数	20人	20人	18人	16人
	時間	120hr	120hr	108hr	96hr
確保方策	人数	20人	20人	18人	16人
	時間	120hr	120hr	108hr	96hr

⑥ 病児・病後児保育事業

児童が病気により体調不良となり、かつ、病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間に、保育所に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。本町では、病児保育事業の実施は見込みませんが、病後児保育事業を継続していきます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間：人）	26人	26人	24人	24人	22人
確保方策	26人	26人	24人	24人	22人
病児・病後児対応型	2人	2人	2人	2人	2人
体調不良児対応型	24人	24人	22人	22人	20人

⑦ 子育て援助活動支援事業（本町では、こども緊急さぼねっと）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

⑦ ファミリー・サポート・センター

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年：人）	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人

④ こども緊急さぼねっと

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年：人）	24人	24人	22人	22人	20人
確保方策	24人	24人	22人	22人	20人

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援についての情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（年：人）	３１人	２９人	２７人	２５人	２５人
確保方策	３１人	２９人	２７人	２５人	２５人

⑩ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

養育支援訪問事業の中核機関と要保護児童対策地域協議会の調整機関が一体的な体制を担うことにより、情報集約と早期対応を図り、深刻な育児不安や児童虐待の予防に努めていきます。

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（年：実人）	３人	３人	２人	２人	２人
確保方策	３人	３人	２人	２人	２人

⑪ 妊婦健診

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第１３条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。本町では、１人２０回までについて町が負担しています。

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（年：人）	５２０人	５２０人	５００人	５００人	４８０人
確保方策	５２０人	５２０人	５００人	５００人	４８０人

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策は、対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案したうえで、実施していきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策は、今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

第6章 次世代育成支援行動計画

1 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針による事業

「行動計画策定指針」において市町村の行動計画として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、など次世代育成支援対策の実施が掲げられています。

本町で次ページ以降の事業を実施するとともに、次の3点について重要事項とし、事業の推進に努めていきます。

(1) 児童虐待防止

児童虐待防止については、鷹栖町要保護児童対策地域協議会において定期的に実務者会議を開催するとともに必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有を図り児童虐待につながらないよう連携を図っていきます。

(2) ひとり親家庭支援

ひとり親家庭の支援については国や道の支援制度が主となりますが、手当、医療費、貸付・奨学・就学・就労等、各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を利用できるように、確実な情報提供に努めていきます。

(3) 児童発達支援

児童発達支援については健康福祉課子育て支援係と保健推進係の連携により進めていますが、今後は子育て世代包括支援センターが中心となり、妊娠期からの健康管理によるハイリスクの予防、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業、子育て支援事業との連携により早期からの対応を図り、子どもの育つ力、子どもを養育する家族の力を引き出す支援を進めていきます。支援にあたっては、育児不安、家族背景、障がいがあることで生じる生き辛さ等を理解し、当事者の立場に寄り添った支援を行います。

さらに、教育と療育の連携として養護学校や医療、児童発達支援事業者とも連携・協働し、乳幼児期から学童期への切れ目のない支援により、子どもの発達を見据えた支援を行い、地域の中で健やかな成長が育まれること、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいきます。

2 次世代育成支援行動計画に関わる目標事業量

目標政策の記号はP10を参照

(事業見込み数値)

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
1	A-1 A-3 C-6	○地域子育て支援センター事業 親子や子ども同士が気軽にふれあうことの出来る場所を提供し、育児についての情報交換や気軽に相談できる環境などを築くことで、子育て不安の解消や遊びを通した子どもの豊かな情緒の育成を図る。	鷹栖・北野地区 各1ヵ所設置	鷹栖・北野地区 各1ヵ所設置	継続
		○放課後児童健全育成事業 放課後帰宅しても保護者が家庭などにいない小学生等を対象とし、授業終了後の遊びや生活の場の提供を図る。			
2	A-1 A-4 C-6	○通常保育事業 保護者の就労など、家庭において十分に保育できない場合、保護者に替わって子どもの保育(2号認定子ども)を行う。	3ヶ所設置	3ヶ所設置	継続
		○延長保育事業 保護者の就業形態の多様化や通勤時間の増大により、高まる保育時間に対するニーズに応えるべく時間を延長して保育を行う。			
3	A-2 C-6	○一時預かり保育事業 専業主婦の育児疲れ解消や、急病・断続的勤務・短期的勤務などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要への対応を行う。	1ヶ所設置	1ヶ所設置	継続
		○障がい児保育事業 障がい児と障がいのない児童がともに生活し、育ち合う保育を行う。			
4	A-2	削除(保育・教育の環境整備事業：北野小増築)	—	—	—
5	A-2 C-6	○未満児保育事業 保護者の就労形態の多様化による保育需要へ対応するため、未満児保育(3号認定子ども)を行い、保育の充実を図る。	3ヶ所設置	3ヶ所設置	継続
		○子育て情報の提供 子育て支援センターの取り組みや子育て支援制度情報などを広報誌やホームページなどを通じて周知を図る。			
6	A-1 A-3 B-1	○子育て相談業務 家庭での養育、学校生活、心やからだ等のことについて、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターで相談に応じる。	年間150件	現状維持	継続
		○食指導の実施事業 健康の保持増進に必要な食物を供給し、楽しい食事によって情緒の安定や望ましい食習慣を体得する。			
7	B-1 B-2	料理教室 年4回 栄養相談 年12回 食育 年38回 (800名)	現状維持	継続	

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
12	A-3 C-3	○保健推進委員活動	66名	現状維持	継続
		地区住民が健康で明るい生活が営むことができるよう、健康の増進及び疾病の早期発見、早期治療を目的とした保健推進活動を行い関係機関との連携を密にし、住民福祉の向上を推進する。			
13	B-1 B-3	○予防接種事業	11種類 1,200件	現状維持	継続
		予防接種法施行令に基づく定期の予防接種を行い疾病の流行を防ぐ。BCG、ポリオ、風疹、麻疹、百日せき、ジフテリア、破傷風ワクチン等の接種を行う。			
14	B-1	○母子健康手帳交付事業	年35件	現状維持	継続
		母子保健法に基づき母と子の健康の保持増進を図る目的で、妊娠の届出により交付を行う。			
15	B-1	○妊婦一般健康診査事業	発行 490件 受診数 400件	現状維持	継続
		母子保健法に基づき実施し、健康診査受診票を発行する。			
16	B-1	○妊産婦家庭訪問事業	60件	現状維持	継続
		妊産婦の健康状態を把握し、母体の保護、異常出産の防止、未熟児出生、乳幼児死亡を防ぐ目的で実施する。妊娠中期・後期の妊産婦を対象に希望者へ実施する。			
17	B-1	○新生児家庭訪問事業	30件	現状維持	継続
		新生児の異常の早期発見、早期治療を進めるとともに保護者の育児に関する不安や悩みに対し、支援を行う。出生後一ヶ月以内の新生児と母親を対象に希望者へ実施する。			
18	B-1 B-2	○乳幼児健康診査事業	月1回 250件	現状維持	継続
		乳幼児の疾病異常の早期発見と予防及び心身の健やかな発達が図られるように保護者への支援を行う。1歳半、2歳、3歳及び3, 5, 9, 12 カ月を対象とし、問診, 計測, 診察, 保健指導, 栄養指導, 歯科指導, 母親の健康相談, 尿検査を実施する。			
19	B-1 B-2	○乳幼児栄養相談業務	月1回 75件	現状維持	継続
		乳幼児の発育、発達に応じた適切で正しい食生活の確立を目指し、個人差に応じた支援を行う。			
20	B-1	○幼児歯科検診・フッ化物塗布事業	年4回 140名	現状維持	継続
		う歯に罹患する児童を減少させるとともに、う歯の重症化を防ぎ健康な子どもを育成することを目的に行う。また希望者へはフッ化物塗布、歯ブラシ指導、栄養指導を行う。			
21	A-3 C-3 C-4 D-2	○民生委員・児童委員活動	民生委員 20名 主任児童委員 2名	民生委員 20名 主任児童委員 2名	継続
		児童を取り巻く生活環境を整備し、児童の成長・発達する権利を保障し、促進するため行政の責任と合わせて、地域に根ざした活動を行う。			

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
22	C-1	○児童手当支給事業 家庭における生活の安定に寄与し、次代を担う児童の健全育成と資質の向上を図る。また、誕生から中学3年生修了時まで支給し、児童を養育されている世帯の負担軽減を図る。	対象人数 410名	現状維持	継続
23	C-1 C-5	○児童扶養手当支給事業 父又は母と生計を同じくしていない児童が育児される家庭の生活安定と自立の促進を図る。	対象人数 61名	現状維持	継続
24	C-2 C-5	○特別児童扶養手当支給事業 精神または身体に障がいをもつ児童を監護・養育する者に対し手当を支給し、福祉の増進を図る。	対象人数 18名	現状維持	継続
25	C-5	○障がい児福祉手当支給事業 精神または身体に重度の障がいをもつ児童に対し手当を支給し、福祉の増進を図る。	対象人数 6名	現状維持	継続
26	C-4 C-5	削除（水道・下水道使用料助成事業）	—	—	—
27	A-1 A-4 C-4	○ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成事業 放課後児童クラブを利用するひとり親家庭に対し、利用に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減する。	対象人数 18名	現状維持	継続
28	C-5	○児童訓練施設等通所交通費助成事業 身体障がい児などが通園訓練施設に通う児童及び保護者に対し、交通費を助成する。	対象人数 6名	現状維持	継続
29	B-1 B-2	削除（親子料理教室）	—	—	—
30	A-1 A-3 A-4 B-1 C-2 D-5	○子育てガイドブックの提供事業 子育てに関する資料やサービス内容を網羅したものを、新しく親になる人及び転入者に配布する。	50部	現状維持	継続
31	A-1 B-1	○ことばの発達や発音の相談 幼児期からの心身、言語発達への支援を目的に教室を開催する。相談者への個別相談を行う。	月1～2回・12名（20件）	現状維持	継続
32	A-1 A-3 C-1	○子ども教育相談 毎週月～金曜日に鷹栖町役場2階会議室に「子ども教育相談室」を開設し、電話及び来訪者による相談を受ける。	週5回 〈全町対象〉	週5回 〈全町対象〉	継続
33	C-1	○国内小学生交流事業 他市町村との交流事業として派遣・受入れを行い、気候・風土・生活習慣など、文化的土壌が異なる地域でのホームステイや人的交流を通じて、相互理解を深めるとともに、子どもたちの視野を広げ、次代を担う青少年の育成を図る。	6名派遣	6名派遣	継続

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
34	C-1	○国際姉妹友好都市交流事業	8名派遣	12名派遣	継続
		異国交流事業として派遣・受入れを行い、気候・風土・生活習慣など、文化的土壌が異なる地域でのホームステイや人的交流を通じて、相互理解を深めるとともに、子どもたちの国際的視野を広げ、次代を担う青少年の育成を図る。			
35	B-3	○子ども医療費助成事業	年間958名	現状維持	継続
		中学生以下の子どもの通院、入院に係る医療費を助成し、保護者への負担軽減を図る。			
36	C-1	○私立幼稚園就園援助事業	年間2名	廃止	廃止
		就園児の保護者に対し、所得状況に応じて保育料及び入園料の助成を行う。			
37	C-1	○小・中学校就学援助事業	年間112名	年間113名	継続
		経済的理由などにより、就学困難な世帯に対し助成を行う。			
38	C-1	○遠距離通学援助事業	年間6名	年間11名	継続
		小学生3Km、中学生5Km以上の通学世帯に助成を行う。			
39	C-5	○特別支援教育就学奨励事業	年間19名	年間25名	継続
		特別支援学級に就学している児童に対し、助成を行う。			
40	C-5	○介助を要する児童生徒の通学助成事業	年間1名	年間2名	継続
		特別支援学級に就学する児童生徒のうち、登校に保護者の介助が必要な世帯に対し、助成を行う。			
41	D-1	○交通安全教室（こぐまクラブ）	年10回 200名	現状維持	継続
		女性交通安全指導員が保育園や幼稚園と連携し、交通安全の替え歌や紙芝居、人形劇など幼児がわかりやすく楽しみながら交通安全の知識が身につくよう、学習指導を推進する。			
42	D-1	○交通安全街頭啓発運動	年3回 (春・夏・秋)	現状維持	継続
		子どもたちの登校時に、交通安全指導員が中心となって道路で街頭指導を行い、児童の安全な通学に努める。			
43	B-1	削除（蛭虫卵検査事業）	—	—	—
44	B-1	○就学時健診事業	次年度就学児童対象	次年度就学児童対象	継続
		次年度就学予定児童の健康状態などを把握し、就学に関し適切な措置を取り、健全な教育が受けられるよう毎年実施する。			

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
45	A-1 B-4	○ブックスタート 乳幼児等の健診時(10カ月・3歳6カ月)に行っている事業で、赤ちゃんと保護者が絵本を通して向き合い、「あたたかくて楽しいことばのひとつ」を持ってもらうのが目的。「読み聞かせ」を実演し、幼児向け絵本の中から2冊を選んでもらい、布袋・子育て情報と一緒に持ち帰ってもらう。また、子育て支援員による読書指導や子育て活動の説明をする。	年12回	現状維持	継続
		○通学合宿 基本的な生活習慣を身につけることを目的に、住民センターに宿泊しながら通学をする。小学校4年生から6年生が対象の事業で募集を行い、規則正しい生活・何事も自分で気づき考え行動する・家事を通して団体行動の協調性を育む。			
46	A-4 C-1	○サマーキャンプ キャンプを通して、アウトドア活動の知識を身につけ、団体行動の協調性を育むことを目的に、1泊2日で開催する。小学校3年生以上が対象の事業で、パレットヒルズの自然など、鷹栖を存分に味わえる体験を実施。	3~6年生 2日間・14名	現状維持	継続
		○芸術体験事業 演劇・音楽会を通して子どもたちが文化を楽しみ、創造する機会を提供する事業。学校鑑賞事業として小学生から中学生を対象に演劇・音楽会などを年数回開催する。			
48	A-4 C-1	○読書感想文・感想画コンクール 私たちに生活の知恵や、心の豊かさを与えてくれる読書の機会を読書感想文コンクールの開催によって、読書を通して豊かな情緒形成を図る。	平成23年度をもって休止中	事業手法を検討のうえ再開	継続
		○読み聞かせサークル 乳幼児から小学生を対象に絵本の読み聞かせを行っているサークルに対して、研修会の呼びかけを進め、子どもたちの情緒形成を図る。			
50	A-4 C-1	○各地区公民館レクスポーツ大会 スポーツを通して、地域・家族ぐるみの健康づくりやふれあいの輪を広げ、世代間交流を図る。	鷹栖・北野地区 年1回 計300名	現状維持	継続
		○各地区公民館盆踊り大会 活動を通して、地域活性化と人々の交流を促進する。運営委員が中心となり企画から準備・実施まで行い、子どもの参加者には「子供盆踊り」を行って地域交流を図る。			
51	A-4 B-4 C-2	○各地区公民館盆踊り大会 活動を通して、地域活性化と人々の交流を促進する。運営委員が中心となり企画から準備・実施まで行い、子どもの参加者には「子供盆踊り」を行って地域交流を図る。	各地区年1回 計650名	現状維持	継続
		○各地区公民館盆踊り大会 活動を通して、地域活性化と人々の交流を促進する。運営委員が中心となり企画から準備・実施まで行い、子どもの参加者には「子供盆踊り」を行って地域交流を図る。			

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
53	A-4 B-4 C-2	○鷹栖誕生まつり	年1回 400名	現状維持	継続
		活動を通して、地域活性化と人々の交流を促進する。運営委員が中心となり企画から準備・実施まで行い、前夜祭には餅まき・豚汁などの振る舞い・花火・子供神輿があり、翌日の芸能発表・作品展示を含め地域の交流を図る。			
54	A-4 B-4 C-2	○町民文化祭	年1回 75名	現状維持	継続
		2日間にわたり芸能発表・作品展示を行い、文化祭を通して文化振興や団体の活性化・地域と人々の交流を促進する。文化協会が中心となり企画から準備・実施まで行い、子どもの参加は小学校の演奏、芸能発表、読書感想文の展示などで交流を図る。			
55	A-4 C-1	削除（子ども絵本まつり）	—	—	—
56	A-4 C-2	削除（ふるさと体験学習）	—	—	—
57	B-4 C-2	○乳幼児と中高生のふれあい事業	—	年2回	継続
		各種事業を利用し、中高生が子どもを生み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるようにするためのきっかけ作りを推進する。			
58	B-4 C-2	○高齢者との交流会の開催	年2回 180名	現状維持	継続
		家庭であまり高齢者と交流する事がない園児の異世代交流として、老人スポーツ大会・園児との昔遊び交流等により交流する機会を図る。			
59	B-3	削除（医療機関の情報提供）	—	—	—
60	A-4 C-2	○ジョギングフェスティバル	年1回 1,591名	年1回 1,600名	継続
		歩走運動による、健康づくり・体力づくりの普及を図る。			
61	C-2	○各地区公民館春・秋の歩こう会	年4回 60名 鷹栖・北野地区で各2回実施	現状維持	継続
		歩こう会を通じて地域住民の交流を図る。			
62	C-2	○湖水祭り	年1回 275名	年1回 280名	継続
		『海の日』を記念して水に親しむ場を設定する。			
63	C-1	○スポーツ少年団育成事業	129名	120名	継続
		スポーツを通して子どもたちの健全な心身の成長を促し、子どもたちや世代間の交流を図る。			
64	C-2	削除（子どもパークゴルフ教室）	—	—	—
65	C-2	○ストリートバスケットボール大会	未実施	年1回 100名	継続
		全町の子どもたちがストリートバスケットボールを通して、地域住民と交流を図る。			

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
66	D-2	○子ども防犯ドッチボール大会	年1回 35名	現状維持	継続
		全町の子どもたち（小学3年～6年）がドッチボールを通じて交流を図る。			
67	C-2	○歩くスキーフェスティバル	中止	年1回 250名	継続
		冬季のスポーツである歩くスキーを通じ、健康・体力づくりの普及を図る。			
68	C-2	○雪中運動会	年1回 70名	現状維持	継続
		幼児から大人までが集い、北海道の冬を楽しむ。			
69	C-2	○北野地区子どももちつき大会	年1回 120名	現状維持	継続
		もちつきを通じて地域住民の交流を図る。			
70	D-2 D-4	○子ども110番「SOS」避難連絡所の設置	86件	86件	継続
		児童の登下校や外出時に事故や困ったことに、出会った場合に避難や助けを求められるように、場所を確保する。			
71	D-2 D-3 D-5	○街路灯新設・更新	全町 885 基	全町 890 基	継続
		町内に街路灯設置及び既設灯の管理を行い、明るく安全・安心な町づくりを推進する。			
72	A-4 D-4 D-5	○公園整備・維持事業	維持・整備	維持・整備	継続
		子どもたちが身近な場所で、伸び伸びと遊べる空間づくりと、既設公園の維持管理を進め、健全な児童の育成と安全な屋外場所の提供を進める。			
73	D-1 D-3 D-4 D-5	○公共施設のユニバーサルデザインの導入	維持・整備	維持・整備	継続
		公共施設の整備について、誰もが安全に安心して、使いやすい施設整備を推進する。			
74	D-2 D-4 D-5	○防犯灯設置事業	全町 323 基	全町 330 基	継続
		町内に防犯灯設置及び既設灯の管理を行い、明るく安全・安心な町づくりを推進する。			
75	C-5	○子ども発達支援センター事業	—	1ヶ所設置	新規
		障がい者の相談・評価、療育相談支援を行い、関係機関と連携しながら児童の健全な育成を行う。			
76	B-1	○内科検診事業	小学校・中学校	小学校・中学校	継続
		全児童の健康状態を把握し、健全な教育が受けられるよう毎年検診を実施する。			
77	B-1	○歯科検診事業	小学校・中学校	小学校・中学校	継続
		検診を通して、全児童生徒の健康状態を把握し、健全な教育が受けられるよう毎年検診を実施する。			

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
78	B-1	○心電図検査事業	小学校・中学校 入学時	小学校・中学校 入学時	継続
		児童生徒の健康状態を把握し、健全な教育が受けられるよう小・中学校1学年時に検診を実施する。			
79	B-1	○尿検査事業	小学校・中学校	小学校・中学校	継続
		検診を通して、全児童生徒の健康状態を把握し、健全な教育が受けられるよう毎年検診を実施する。			
80	A-2 C-6	○病後児等保育事業	1ヶ所設置	1ヶ所設置	継続
		保育園通所中に体調不良になった児童、または、病気回復期にある児童を保育施設などにおいて、一時的な保育需要への対応を行う。			
81	C-3	○要保護児童対策地域協議会	年4回	現状維持	継続
		虐待の未然防止や早期発見を積極的に取り組むため、要保護児童などに関する情報交換や支援内容など適切な保護対策の協議を行う。			
82	C-1	削除（子ども手当支給事業）	—	—	—
83	C-5	○教育支援委員会	年4回	年4回	継続
		困り感のある子どもに教育支援を講ずるため、専門的な見地から調査及び審議を行う。			
84	A-4	削除（幼・保・小連携事業）	—	—	—
85	C-5	○特別支援連絡協議会 コーディネーター部会	年10回	年10回	継続
		困り感のある子どもの教育支援に係る指導・支援を行うための情報交流、実態把握等を行う。			
86	D-1 D-2 D-5	○スクールガード・リーダーの配置	1名	1名	継続
		学校通学路などの巡回指導により、危険箇所の未然把握。改善など子どもの安全体制を確保する。			
87	B-2	○ビストロキッズ	年8回・100名	現状維持	継続
		調理を通して食材の加工方法、器具の使い方について学び身に付けることで家庭生活への関心を高め、朝食作りを通して朝食が体にもたらす効果を認識し、朝食の重要性について理解する。また、放課後に子どもが有意義に時間を過ごす機会とする。			
88	A-2 C-6	○認定子ども園	1ヶ所設置	1ヶ所設置	継続
		就学前の子どもに対して、教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な推進を図る。			
89	C-5	○基幹相談支援センター	1ヶ所設置	1ヶ所設置	継続
		障がいに関する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図る。			

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
90	C-5	○自立支援協議会	全体会と部会 委員 12 名	現状維持	継続
		障がいに対する理解を深めるための啓発・広報活動や交流の機会創出など、幅広い教育活動の推進を図る。地域課題の情報共有、協議をする場。			
91	B-1	○乳幼児・幼児フッ化物洗口事業	保育園児 46 人	現状維持	継続
		1 歳～就学前までの子どもにフッ化物利用を塗布し、むし歯が原因で歯を失うリスクを低下させます。			
92	B-1	○福祉灯油等助成事業	40 世帯	現状維持	継続
		冬季間の暖房費支援策として一定の金額を助成し、住み慣れた家庭や地域において自立した生活ができるよう支援します。			
93	B-1	○ピロリ菌検査事業	中学2年生	中学2年生	継続
		胃がん撲滅に向けた事業の一環として、中学生に対するピロリ菌検査を実施します。			
94	B-1	○フッ化物洗口事業	小学校	小学校	継続
		8020推進条例に基づき、フッ化物洗口を普及し、歯・口腔の健康づくりを推進する。			
95	B-1 C-1	○スクールカウンセラーの配置	1 名	1 名	継続
		学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行います。教員とともに親子をサポートするほか、教員への指導・心のケアも行います。			
96	B-1 C-1	○スクールソーシャルワーカーの配置	1 名	1 名	継続
		いじめや不登校、児童虐待などの問題に対し、教育分野の知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、子どもやご家族への支援を行います。			
97	C-1	○学習支援員の配置	小学校 中学校	小学校 中学校	継続
		児童・生徒の学習支援や学校行事でのサポート等を目的として、教職員の他に学習支援員を配置します。			
98	C-1	○特別支援教育支援員の配置	小学校 中学校	小学校 中学校	継続
		児童・生徒の学習支援や学校行事でのサポート等を目的として、教職員の他に特別支援教育支援員を配置します。			
99	A-4 C-2	○ものづくりワークショップ	年1回 44 名	年1回 120 名	継続
		町図書室が主催し、子ども向けの“ものづくり”を中心としたワークショップを、季節ごとに開催しています。			
100	A-4 C-2	○たかす雪ん子隊	年1回 100 名	現状維持	継続
		冬季に柏の里デイセンターの利用者、小学生、中学生、大学生ボランティアと地域の方々が集まり、雪中運動会等を実施します。			

番号	目標政策	事業名	平成31年度	令和6年度	方針
101	A-4 C-2	○子ども体験教室	年2回 93名	現状維持	継続
		町社会福祉協議会ボランティアセンターと共催し、様々なジャンルの5つのプログラムを提供し、体験してもらいます。			
102	A-4 C-2	○ふるさと体験活動事業	—	年2回 40名	新規
		鷹栖の歴史や文化、自然を学ぶ、感じる、体験する活動を実施し、ふるさと共育の推進を図ります。			
103	A-1	○親と子 心のかけはしプロジェクト	32名	現状維持	継続
		生まれた子どもに対し、町有林の間伐材を利用した記念品（スプーン・はし・ケースのセット）を贈ります。			
104	A-1 B-1 C-5	○あったかすまいる配布事業	40世帯	現状維持	継続
		子どもひとりひとりの成長と発達に応じた支援を継続していくため、子育てリレーファイルを新しく親になる人及び転入者に配布する。			
105	A-2 C-6	○認可外保育施設	1ヶ所設置	1ヶ所設置	継続
		認可保育園に比べて、緩やかな基準が設けられている保育施設。保護者の多様なニーズに応じて運営される。			
106	A-1	○子ども子育て支援施設利用料助成事業	1人	現状維持	継続
		認可外保育施設を利用する方（子育てのための施設等利用給付対象外）に対して、利用料を助成します。			
107	A-1 C-4	○こども緊急さぼねっと利用料助成事業	24人	現状維持	継続
		上川中部こども緊急さぼねっとが実施する、子どもの一時預かり等を利用するご家庭に対し、利用料の一部を助成します。			
108	A-1	○就学前子どもの食材料費助成事業	70名	現状維持	継続
		就学前の子どもが施設等へ通うときに徴収される給食の食材料費について、助成します。			

第7章 次世代育成支援行動計画事業計画一覧表

1 地域における子育て支援（特定13事業）

	子育てサービス項目	目標達成予定期間		
		平成26年度	平成31年度現在	令和6年度 予定
①	通常保育事業	2か所設置	3か所設置	3か所設置
②	特定保育事業	未設置	未設置	未設置
③	延長保育事業	2か所設置	3か所設置	3か所設置
④	夜間保育事業	未設置	未設置	未設置
⑤	トワイライトステイ事業	未設置	未設置	未設置
⑥	休日保育事業	未設置	未設置	未設置
⑦	病児・病後児保育事業	1か所設置	1か所設置	1か所設置
⑧	放課後児童健全育成事業	5か所設置	5か所設置	4か所設置
⑨	地域子育て支援拠点事業	2か所設置	2か所設置	2か所設置
⑩	一時預かり保育事業	1か所設置	1か所設置	1か所設置
⑪	ショートステイ事業	未設置	未設置	未設置
⑫	ファミリー・サポート・センター事業	緊急さぼねつとに包含する		
⑬	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター等)	未設置	未設置	1か所設置

第8章 子どもの貧困対策について

1 基本目標の実現のための方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。第2期子ども・子育て支援事業計画策定に関わるニーズ調査の自由記載では、「母子だけでなく父子にも優しい行政、体制、支援の充実」、「親が孤立しないような働きかけがあると良い」、「学区内で子どもが自分で行ける、開放された場所があるといい」などの意見がありました。

また、所得によって習い事や塾の利用に差が生じており、すべての児童が教育を受ける機会の保障が必要です。

施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

2 具体的な施策

(1) 相談支援体制の取り組み

子どもの貧困対策を行う上で効果的に進めていくためには、相談対応がすべての出発点になります。貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対し、その声を受け止め、そして早期発見に努め、各種制度に結び付けていくことが重要であり、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めていきます。

事業の名称	事業内容	担当課
総合相談窓口の設置（子育て世代包括支援センター）	子育てや貧困に悩む保護者や関係機関からの相談について知識を有する専門員が対応します。	健康福祉課
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、母子・父子等に対し、福祉資金制度をはじめとする制度説明を行い、北海道などの関係機関から助言を頂きながら、適切な援助を実施します。	健康福祉課
生活困窮に関する相談	生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、北海道や北海道から委託を受けている生活困窮者自立相談支援事業者と連携のもと、必要な支援を実施します。	健康福祉課
子育て情報の発信	子育てに関する様々な最新情報を町ホームページやチラシによりお知らせします。	健康福祉課
要保護児童対策地域連絡協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。	健康福祉課
教育相談	各学校、教育委員会において、随時相談に対応します。必要に応じ、関係機関との連携、臨床心理士によるカウンセリング、支援制度の紹介などを行います。	教育課

(2) 切れ目のない子育て支援の取り組み

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てる、また子どもたちの居場所づくりの整備に努めていきます。

事業の名称	事業内容	担当課
放課後健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います。 NPO 法人「なんたらかんだら」 たかす円山幼稚園「アフタースクール みのもりっ子」	健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業 (緊急さぼねっと)	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業を行います。	健康福祉課
一時預かり事業	家庭において用事や短期就労などの際に、主として昼間に一時的に預かる事業を行います。	健康福祉課
教育・保育事業	就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します。	健康福祉課

(3) 教育支援の取組

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるとも言われており、国における子どもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるため、重視されているのが教育支援です。

すべての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めていきます。

事業の名称	事業内容	担当課
鷹栖町土曜学習教室「がんばるど」	学習の定着と学力の向上を図ることを目的とし、土曜日に学習教室を開設します。対象は鷹栖小・北野小の3年生～6年生。	教育課
たかす de 寺子屋 きたの de 寺子屋	学習の定着と学力の向上を図ることを目的とし、ともに学ぶ喜び、できる喜びを味わわせる。対象は小学校全学年を対象とし、放課後に開催。	社会福祉協議会
あったかすまいる	保健・医療・福祉・教育が連携して子どもの育ちと学び、子育て家庭を応援していきます。	健康福祉課

(4) 経済的支援の取組

各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、又は貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立を支援していきます。

生 活 保 護		
事業内容	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。決定権者である北海道と連携のもと、適切に支援します。	健康福祉課
対 象	世帯収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較し、収入が最低生活費に満たない世帯。	
助成内容	生活を営む上で生じる各種費用に対し、定められた範囲内で扶助を支給。 (例：生活扶助 日常生活に必要な費用。住宅扶助 家賃。教育扶助 義務教育を受けるのに必要な学用品費等)	

子ども医療費助成事業		
事業内容	子どもの医療費をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断・早期治療を促進し、子どもの健やかな育成を図ることを目的にしています。	町民課
対 象	0歳～15歳の年度末までの子ども	
助成内容	医療機関の窓口で「子ども医療費受給者証」を健康保険証と一緒に提示すると、自己負担がありません。(北海道内の病院・歯科医院・調剤薬局・訪問看護・整骨院等の入院・治療にかかる健康保険適用の医療費)	

子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業		
事業内容	季節性インフルエンザワクチンの接種費用の半額を助成することにより、感染予防、疾病の流行予防及び重症化予防をはかることを目的にしています。	健康福祉課
対 象	予防接種を受けた日に町に在住する0歳～中学3年生までの子ども	
助成内容	満6歳～13歳未満 2回接種（自己負担の半額を補助） 13歳～中学3年生 1回接種（自己負担の半額を補助）	

母子父子寡婦福祉資金貸付事業		
事業内容	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道で実施している修学資金や修学支度資金等の周知及び貸し付け申請を支援します。	健康福祉課
対 象	母子・父子家庭又は、寡婦、父母のいない児童	
助成内容	生活資金をはじめ、計 12 種類の貸付項目があります。 (例 生活資金、住宅資金、修学資金、修学支度資金など)	

就 学 援 助		
事業内容	小・中学校に就学される児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的に困っている家庭へ学用品費や給食費、通学費などを助成します。	教育課
対 象	生活保護世帯、生活保護が停止又は廃止の世帯、町民税が非課税の世帯	
助成内容	就学に必要な学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費など	

ひとり親家庭放課後児童クラブの利用料助成事業		
事業内容	ひとり親家庭に対して、放課後児童クラブを利用する利用料を助成します。	健康福祉課
対 象	ひとり親家庭	
助成内容	NPO 法人「なんたらかんたら」又は、たかす円山幼稚園「アフタースクール みのもりっ子」の利用料の 2 分の 1 を助成します。	

第9章 教育・保育施設の一体的提供と計画の進行管理

本町は、認定こども園、保育所でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を各施設等との連携を図りながら一体的に提供します。

1 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

また、認定こども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

本町では、平成29年4月より、私立の幼稚園が認定こども園へ移行したことにより、質の高い教育・保育サービスが実施され、保護者のニーズに応じた子育て支援の充実が図られています。

2 支援事業の役割と提供の必要性に係る推進方策

現在、支援事業に係る事務の一元的実施体制の整備、関係各課との連携・協働が進んでいます。今後も認定こども園、幼稚園、公立保育園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、質の高い教育・保育の一体的な提供をめざします。

そのためには、本町で取組んでいる事業を子どもの成長に合わせて、また、その過程で出てくる課題をどこに相談し解決していけばよいかフロー図を作成し、各種事業の推進の充実に努めていきます。

3 認定こども園・保育園と小学校の連携推進方策

幼児から小学校への滑らかな接続を対外的に明確化し、切れ目なく対応していくために、町教育委員会が主体となって認定こども園・保育園と小学校との連携接続に係る必要な措置として「鷹栖町教育支援委員会」を設置し、就学前児童と保護者への適切な教育支援を行っています。

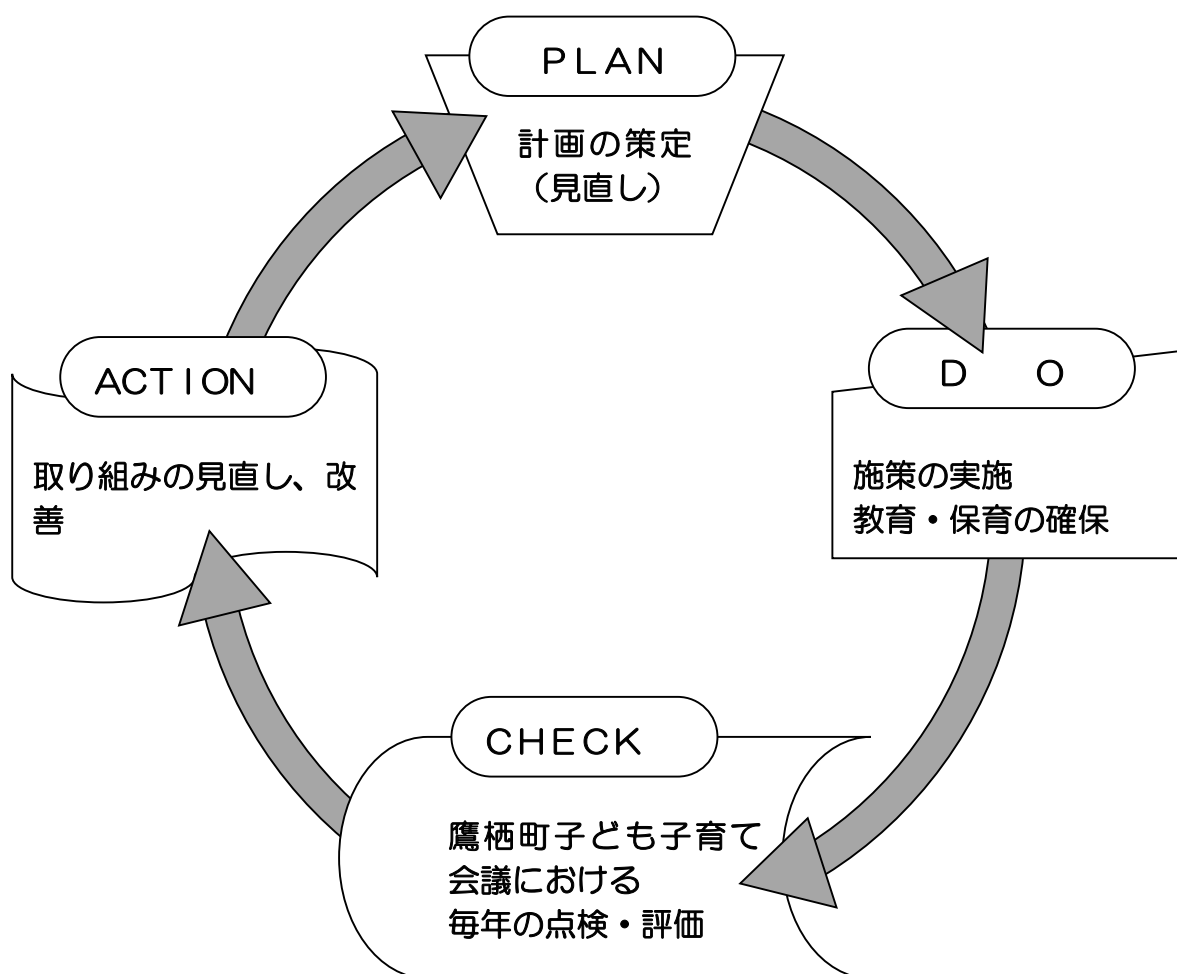
また、子育てに関係する団体の代表が構成員となる「子ども・子育て会議」を設置し、本計画に基づく施策の進捗状況のほか、幼小連携に係る課題の洗い出しと解決のための方策について検討を行っています。

4 計画の進行管理

鷹栖町子ども・子育て支援事業計画を実現するには役場庁内関係各課、教育委員会、民間の事業者との横断的な協力体制づくりが重要です。そのために事業計画推進に関わる職員の深い理解と連携協働を推進していきます。

また、事業計画の推進には子育てに関わっている保護者の協力が不可欠です。保護者の皆さんに事業計画の趣旨や制度並びに事業内容を十分理解していただき、事業を実行する当事者として健やかな子どもの育ちを支援するために協働する関係を作っていきたいと考えます。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「鷹栖町子ども子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施していきます。



第10章 資料

- 1 鷹栖町就学前子どもの教育・保育等に関する条例（関係部分の抜粋）
- 2 鷹栖町就学前子どもの教育・保育等に関する条例施行規則（関係部分の抜粋）
- 3 鷹栖町子ども子育て会議委員名簿
- 4 「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定に関するニーズ調査結果の概要

1 鷹栖町就学前子どもの教育・保育等に関する条例

平成27年2月2日 条例第1号 関係部分の抜粋

第3章 子ども子育て会議

（合議制の機関）

第7条 法第77条第1項の規定に基づき、鷹栖町子ども子育て会議（以下「子ども子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第8条 子ども子育て会議は、委員10名以内で組織する。

- 2 子ども子育て会議の委員は、団体及び町民のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（所掌事項）

第9条 子ども子育て会議は、町長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を調査審議し、町長に意見を具申する。

- （1） 特定教育・保育施設の利用定員に関すること。
- （2） 特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- （3） 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （4） 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（会長及び副会長）

第10条 子ども子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第11条 子ども子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第12条 子ども子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 子ども子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

2 鷹栖町就学前子どもの教育・保育等に関する条例施行規則

平成27年3月31日規則第4号 関係部分の抜粋

(組織)

第3条 条例第8条第2項に定める団体及び町民は、別表1に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

別表1 (第3条関係)

団体及び町民
主任児童委員
子育て支援センターを利用している父母
鷹栖保育園父母の会
北野保育園父母の会
円山幼稚園父母の会
鷹栖小学校PTA
北野小学校PTA
NPO法人なんたらカンタラ
小学校及び中学校校長会
鷹栖養護学校

3 鷹栖町子ども子育て会議委員名簿

任期 令和2年1月30日～令和3年3月31日

委員名	所属団体
円山潤子	主任児童委員
高崎千春	鷹栖保育園父母の会
後木美織	北野保育園父母の会
蛭名祐介	円山幼稚園父母の会
松田直人	鷹栖小学校PTA
進藤紗江	北野小学校PTA
今村優人	NPO法人なんたらカンタラ
三浦秀也	小学校及び中学校校長会
伊藤亜澄	鷹栖養護学校

4 「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定に関するニーズ調査結果の概要

I 調査の概要

(1) ニーズ調査の目的

本調査は、教育・保育給付及び子育て支援に関する現状や今後の利用希望などを把握し、その内容を令和2年度から5年間までを一期とする「第2期鷹栖町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために、平成31年4月に実施しました。

(2) 調査結果

調査の実施方法及び結果については次のようになっています。

- 調査対象： 1 就学前児童の保護者 134人全員
2 小学生児童（1年生～3年生）の保護者 145人全員

○調査期間 平成31年4月15日～令和元年5月10日

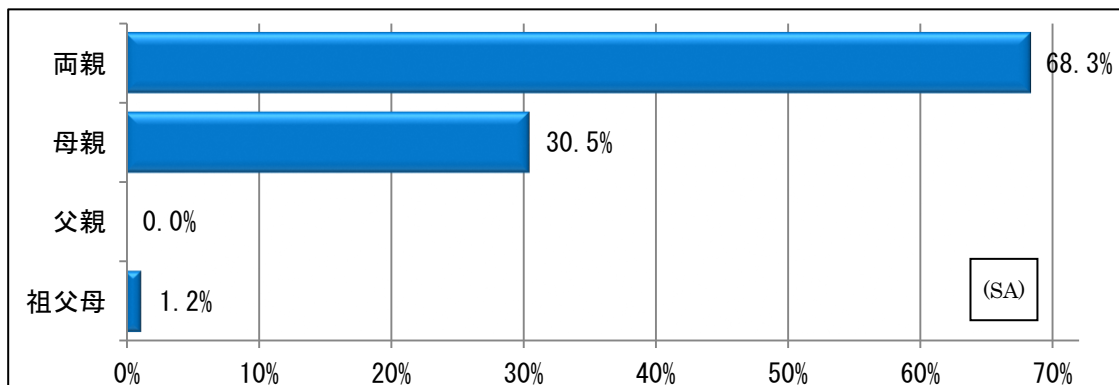
- 調査方法 1 就学前児童
町立保育園、認定こども園たかす円山幼稚園へは配布・回収を依頼
保育園等に通園していない幼児については、郵送
2 小学生児童
町立小学校へは配布・回収を依頼
町立小学校に通学していない児童については、郵送

対 象	配布数	回収数	回収率
1 就学前児童	134	82	62.1%
2 小学生児童	145	173	73.8%

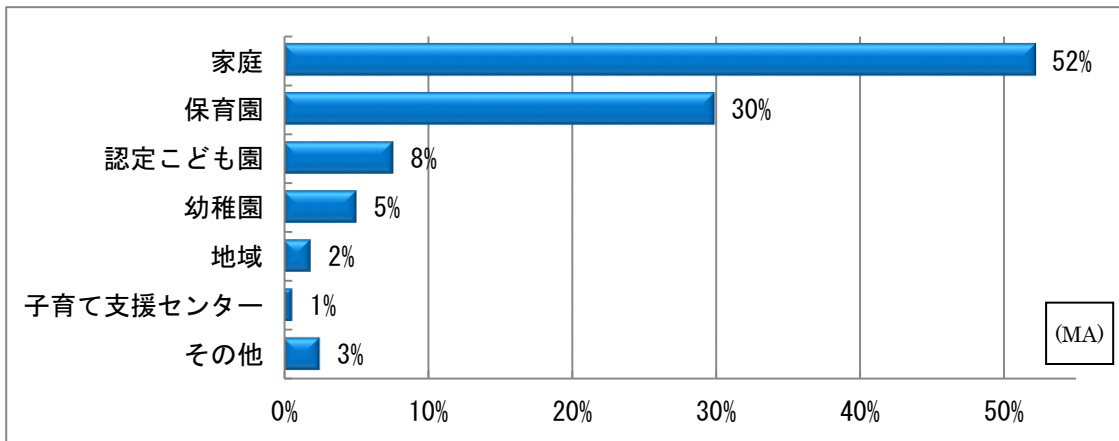
II 調査結果の概要

1 就学前児童 *註 (SA) は択一式回答 (MA) は複数選択式回答

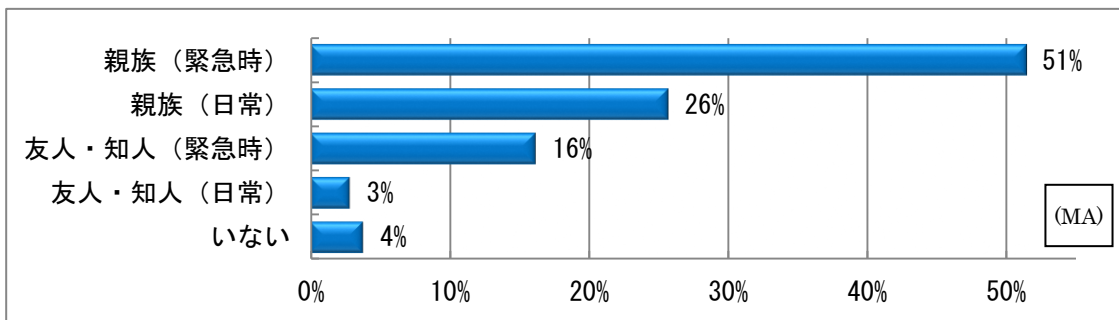
(1) 問6 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。



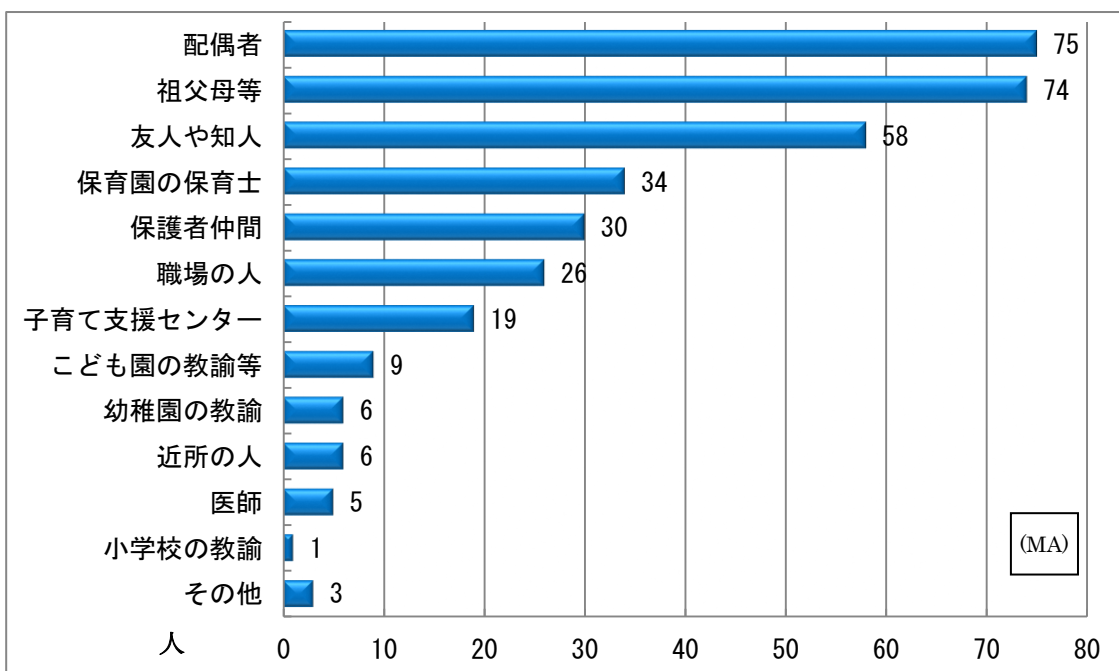
(2) 問8 あて名の子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境についてお答えください。



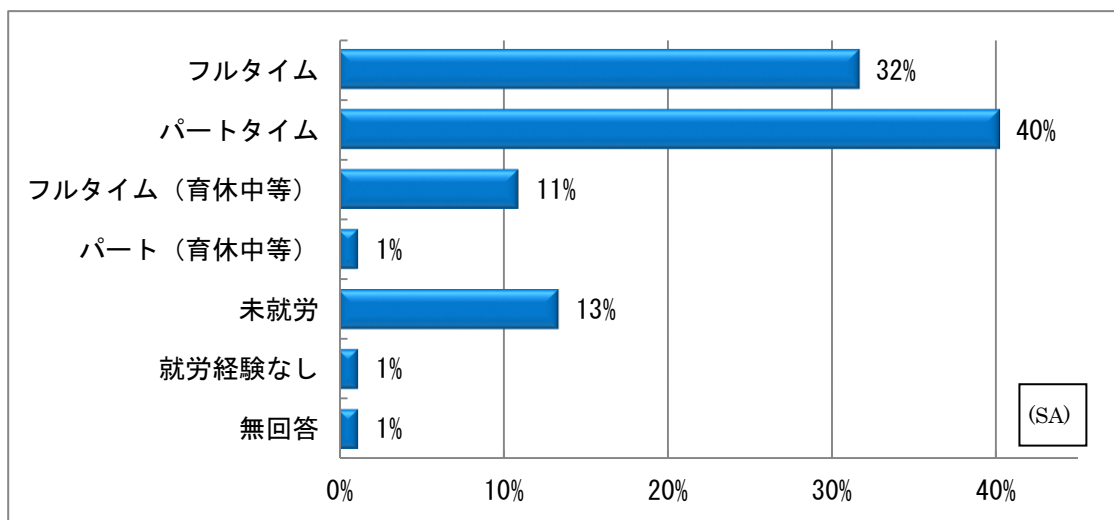
(3) 問9 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。



(4) 問10 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。



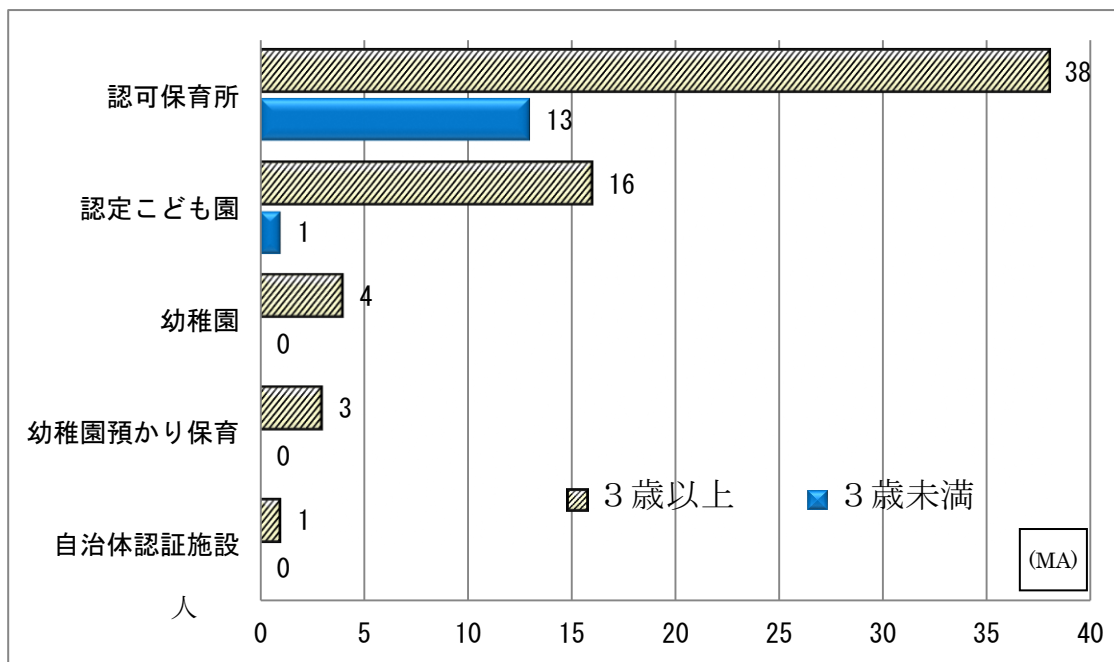
(5) 問 1 2 母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）をお答えください。



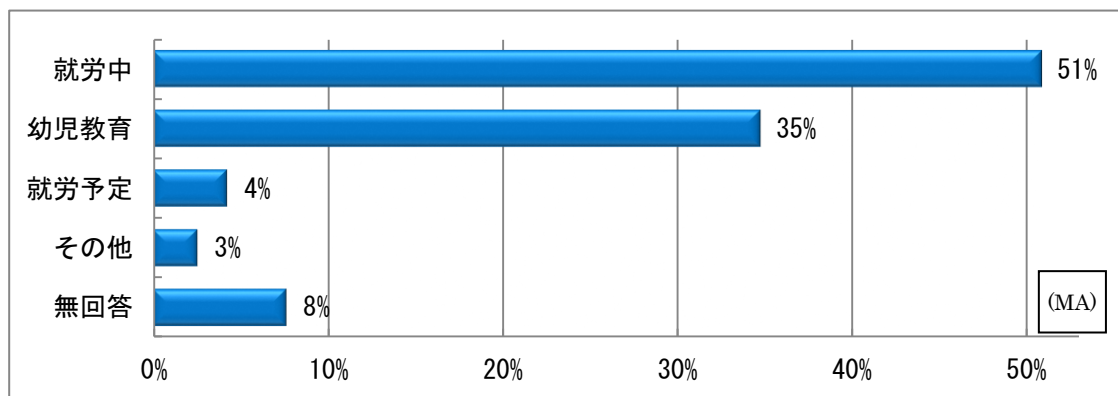
(6) 問 1 4 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

●回答者 82 人中 73 人 89% が利用している

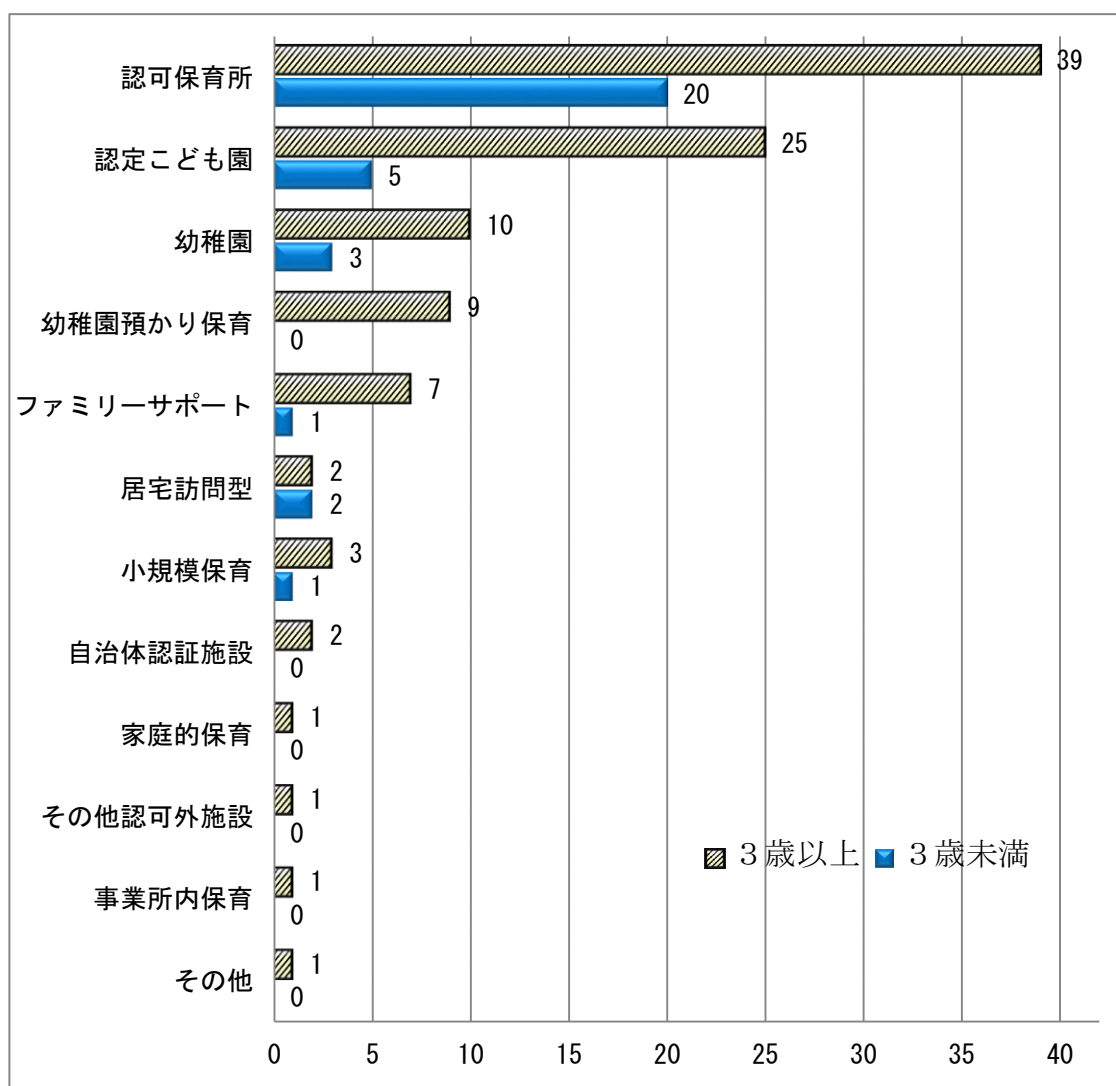
(7) 問 1 4-1 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。



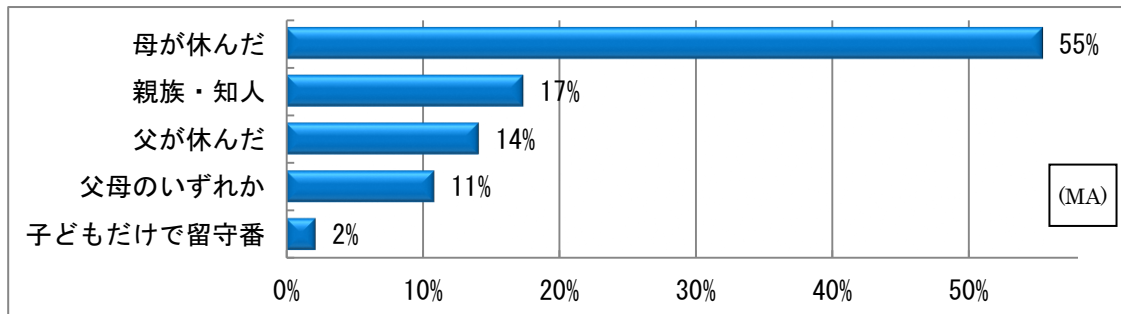
(7) 問14 平日に定期的に教育・保育事業を利用されている方に伺います。その理由についてお答えください。



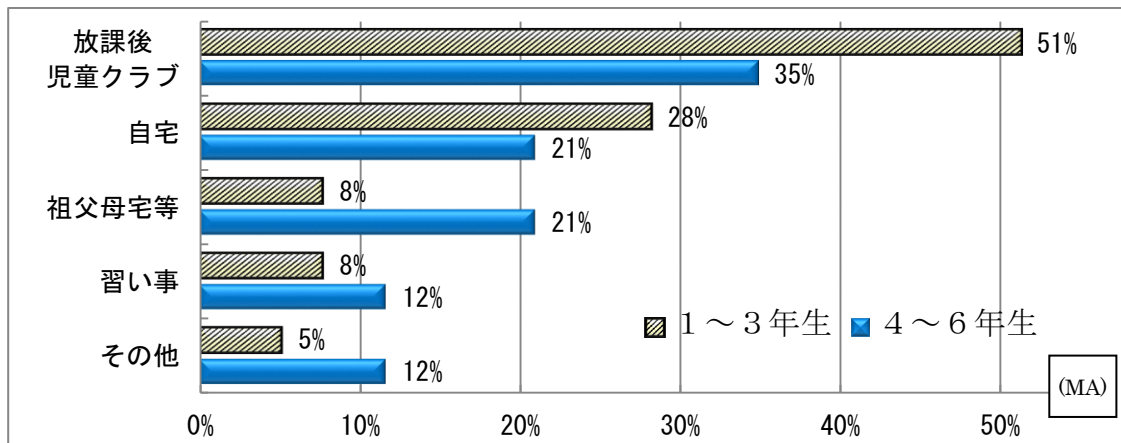
(8) 問15 現在利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。



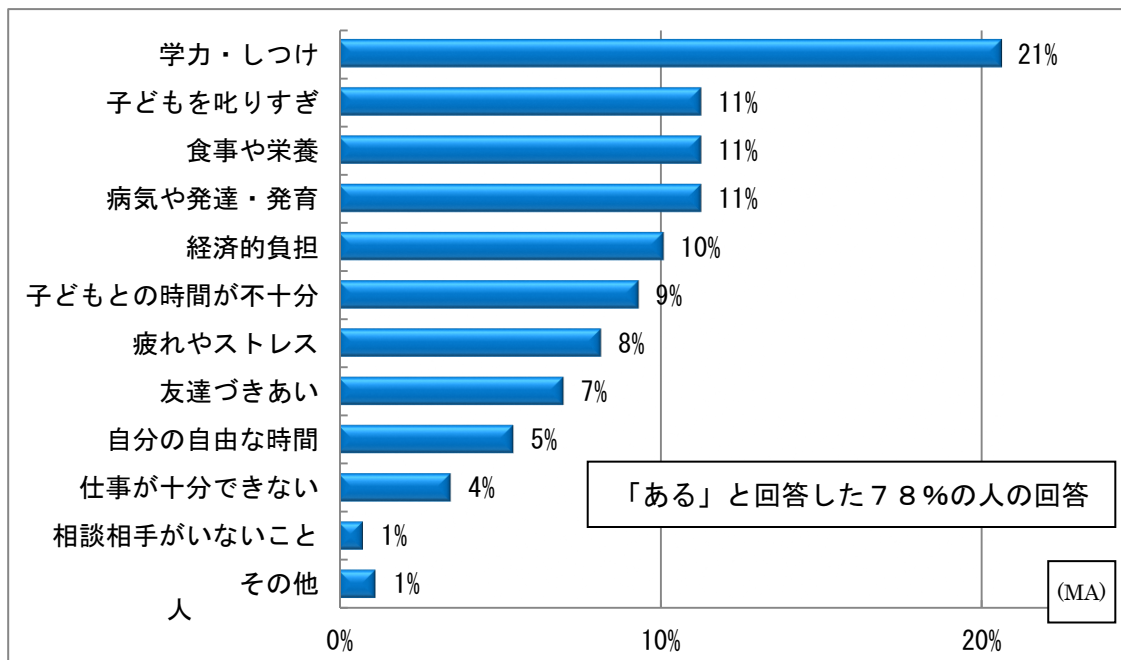
(9) 問 2 1 あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この 1 年間に行った対処方法をお答えください。



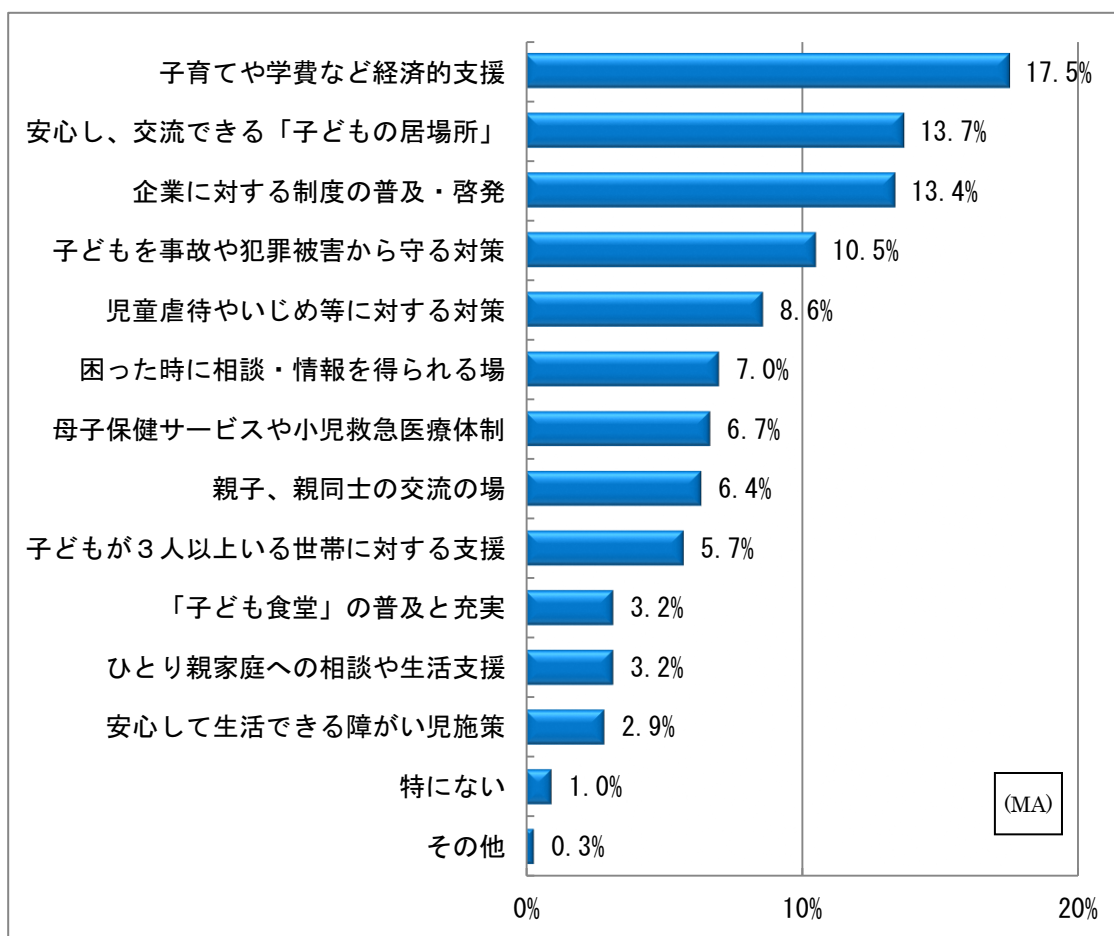
(1 0) 問 2 5 あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3 年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



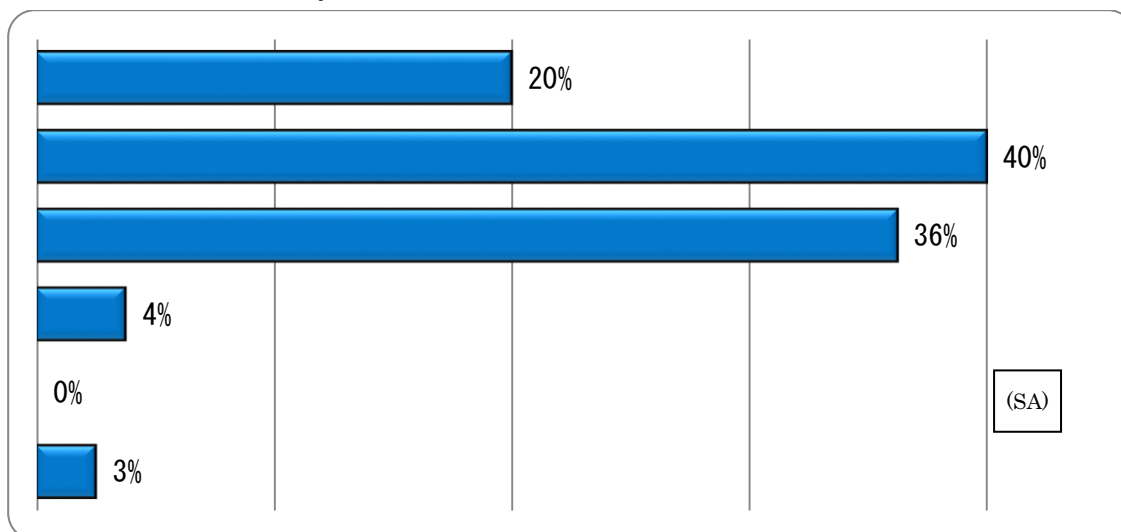
(1 1) 問 3 0 あなたは、子育てをする上で不安や悩みはありますか。



(12) 問31 子育てのために充実してほしいことは何ですか。

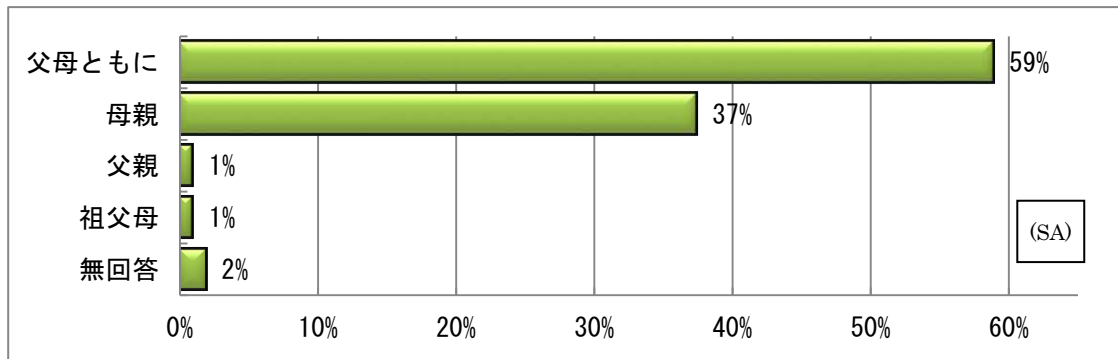


(13) 問32 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。

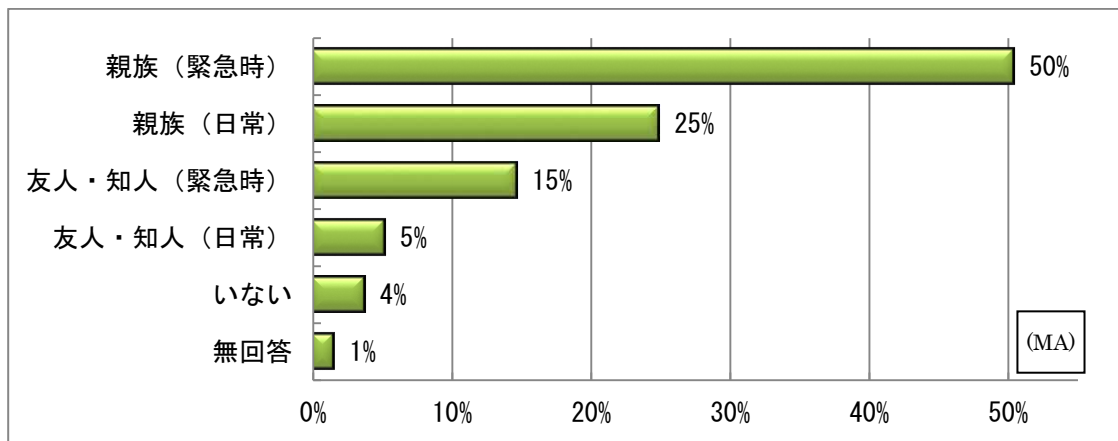


2 小学生児童

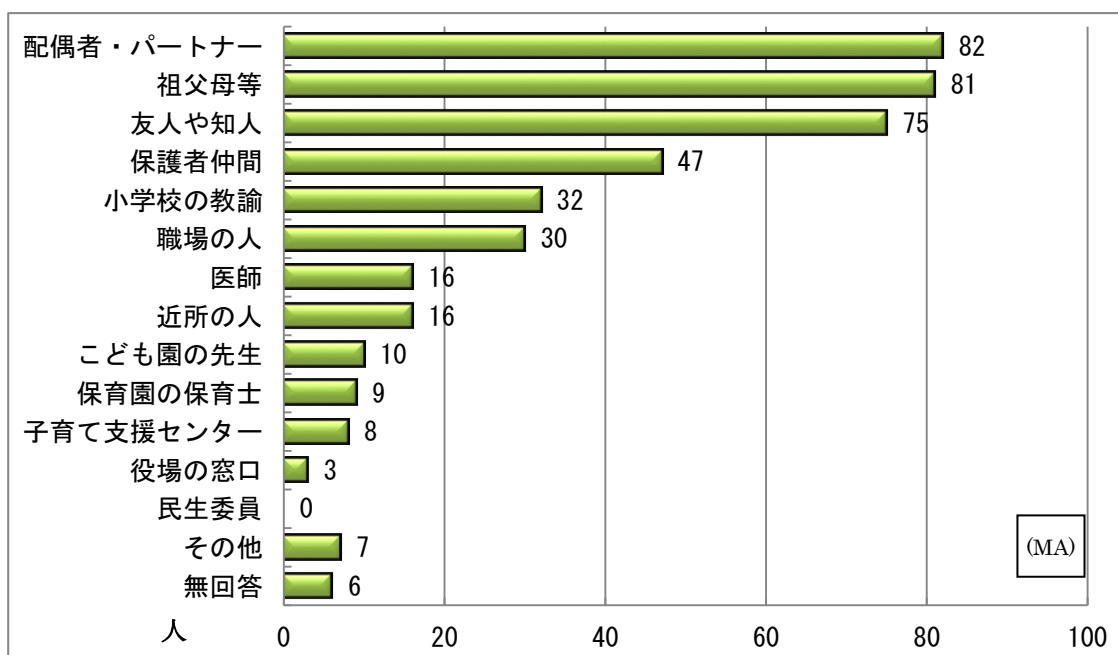
(1) 問6 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。



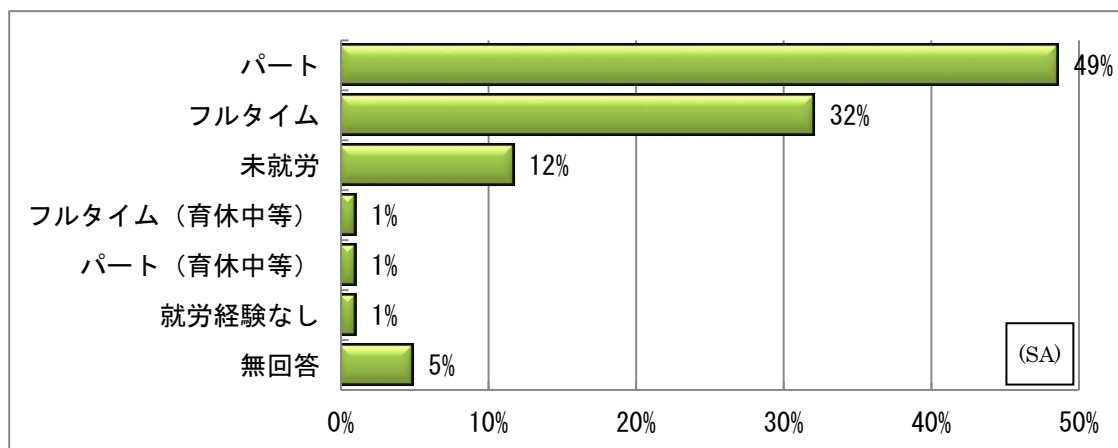
(2) 問7 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。



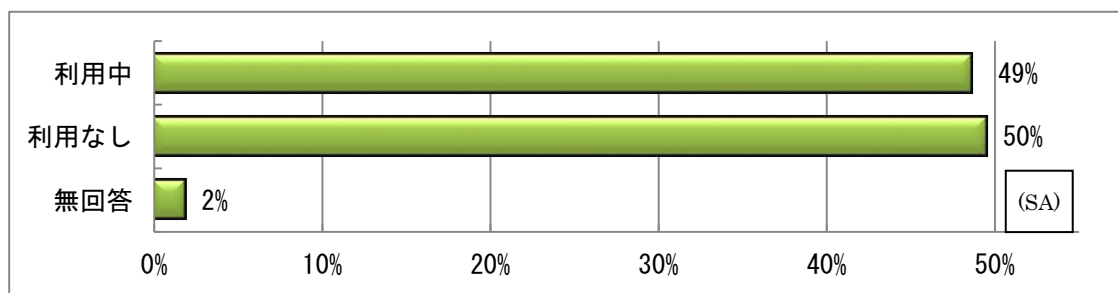
(3) 問8 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また。相談できる場所がありますか。



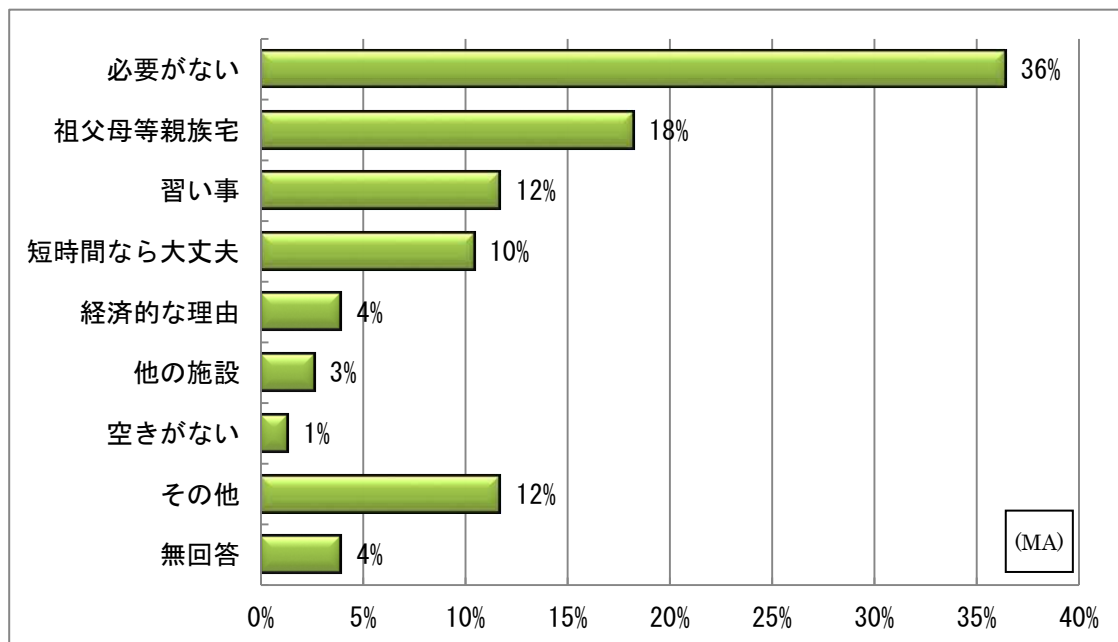
(4) 問10 母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）をお答えください。



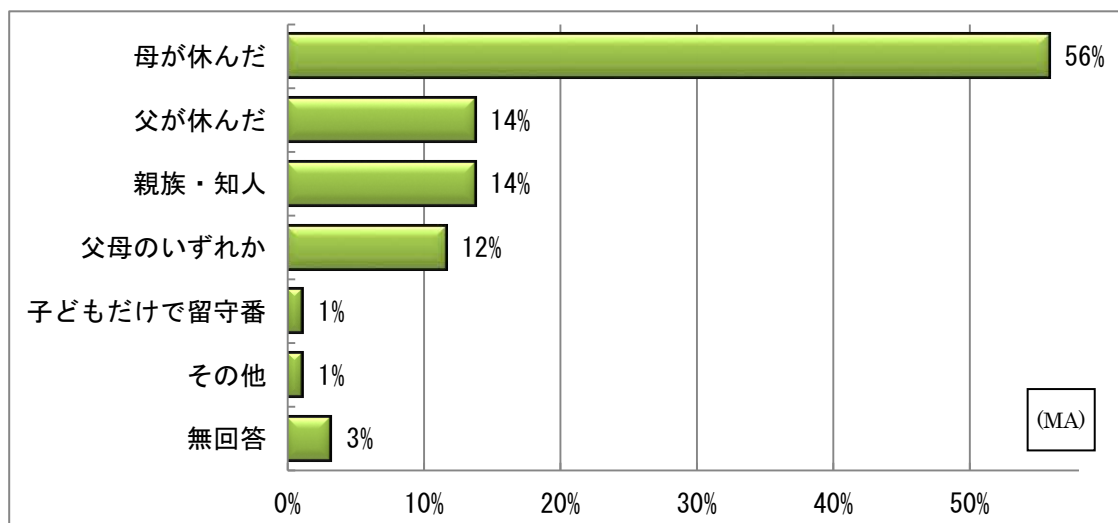
(5) 問12 あて名のお子さんは現在、放課後児童クラブを利用していますか。



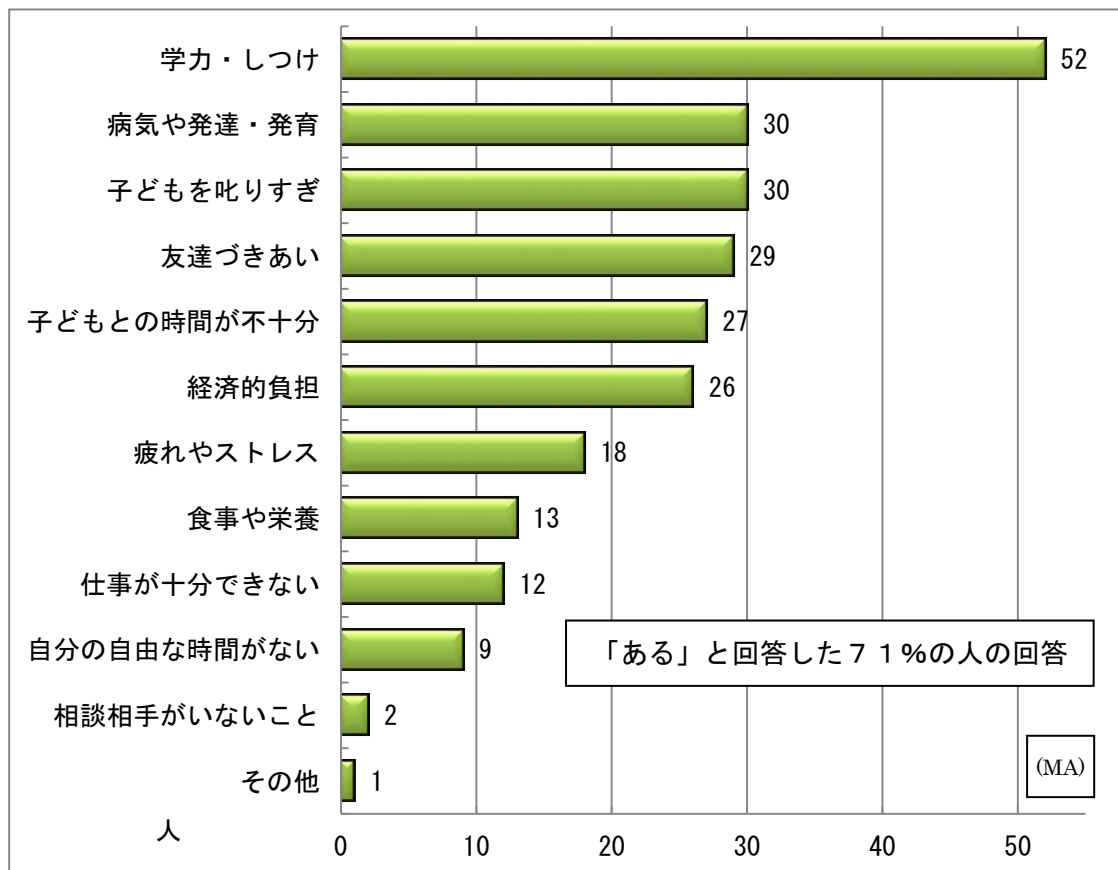
(6) 問12-2 放課後児童クラブを利用していない理由は何ですか。



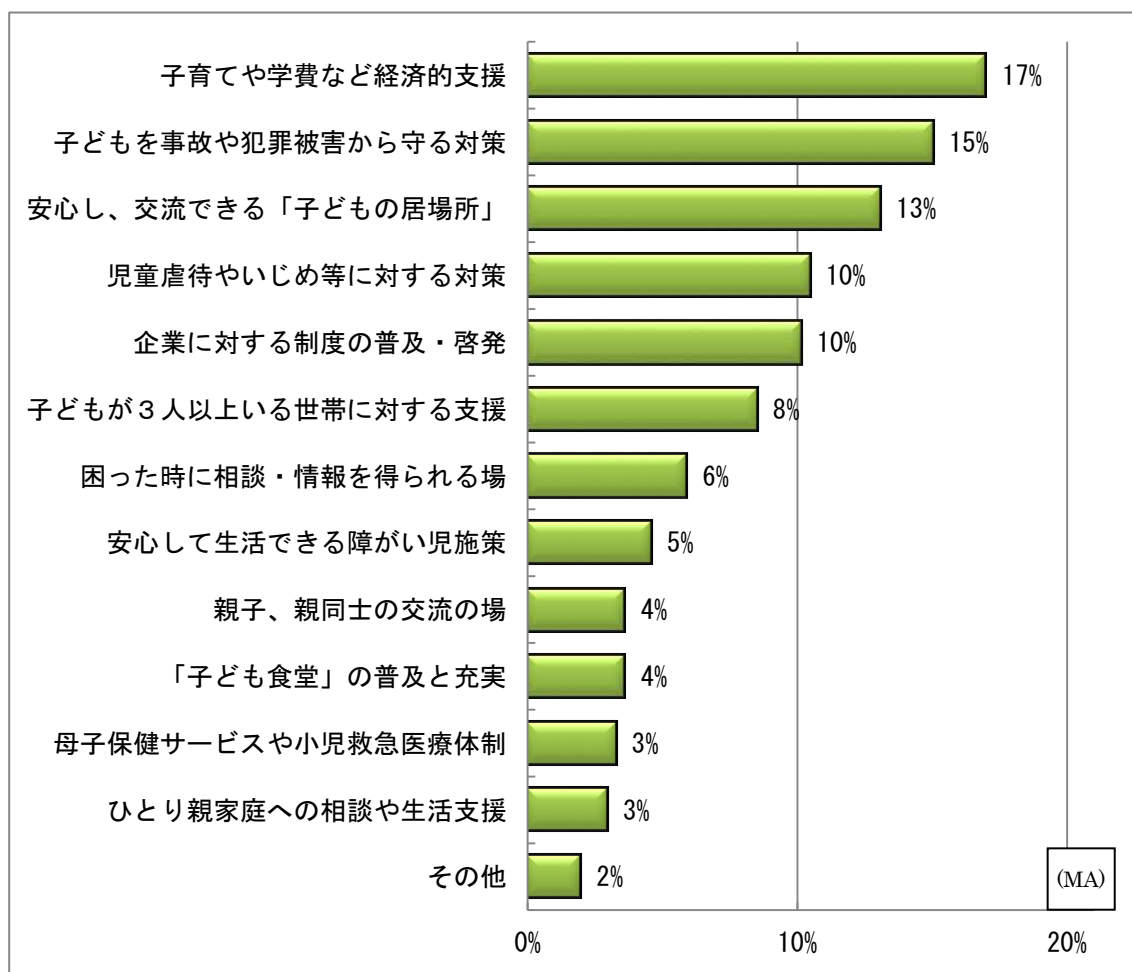
(7) 問16-1 あて名のお子さんが病気やケガで休んだ場合に、この1年間に行った対処方法をお答えください。



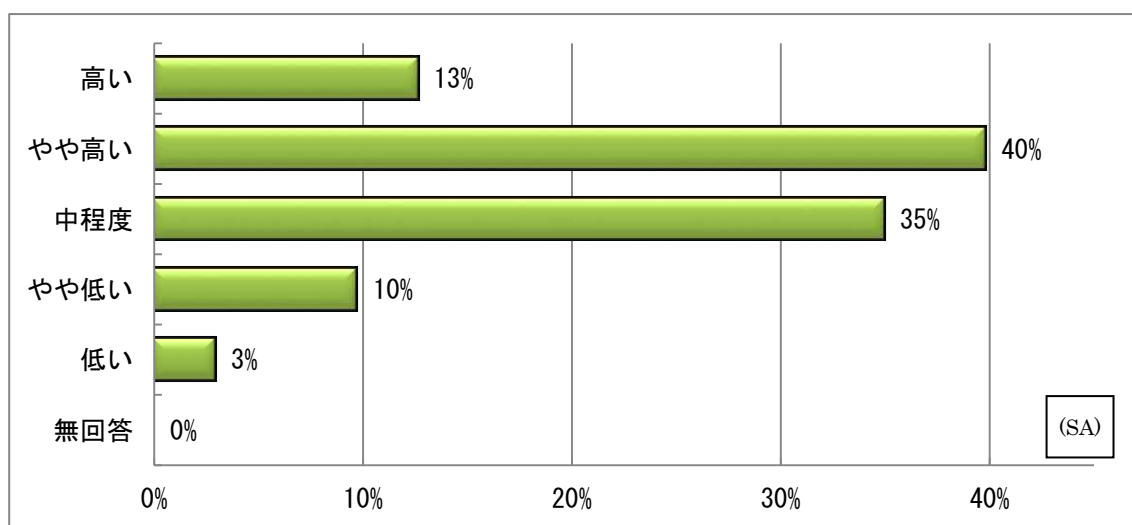
(8) 問17 あなたは、子育てをする上で不安や悩みはありますか。

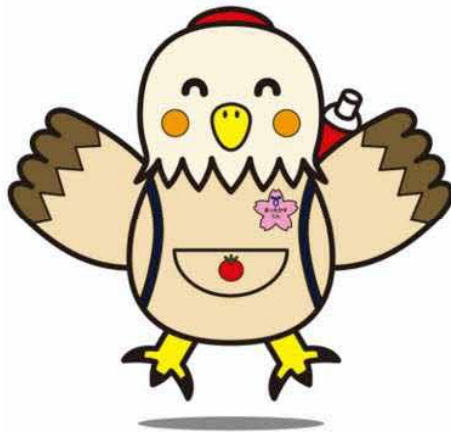


(9) 問18 子育てのために充実してほしいことは何ですか。



(10) 問23 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。





第2期

鷹栖町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

【 令和2年3月発行 】

発行：鷹栖町 健康福祉課 子育て支援係

〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

TEL 0166-87-2111（内線506）

FAX 0166-87-2226

E-mail : hukusi@town.takasu.lg.jp
